

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月26日
【事業年度】	第20期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	株式会社グリムス
【英訳名】	gremis, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 政臣
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー19階
【電話番号】	(03) 5769-3500
【事務連絡者氏名】	財務企画部長 阿部 嘉雄
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー19階
【電話番号】	(03) 5769-3500
【事務連絡者氏名】	財務企画部長 阿部 嘉雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	19,311,987	23,252,073	31,392,100	29,908,405	33,340,818
経常利益 (千円)	1,745,736	2,514,780	3,687,600	5,268,770	6,645,298
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	1,120,664	2,158,911	2,465,253	3,540,502	4,558,108
包括利益 (千円)	1,120,142	2,152,201	2,390,797	3,608,033	4,512,589
純資産額 (千円)	6,016,976	7,968,010	10,008,947	12,991,679	16,309,094
総資産額 (千円)	12,919,179	13,617,441	17,217,961	21,612,408	26,034,734
1株当たり純資産額 (円)	263.79	348.55	434.39	558.56	701.89
1株当たり当期純利益金額 (円)	49.45	94.81	108.19	153.83	197.30
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	48.74	93.66	107.04	153.32	197.20
自己資本比率 (%)	46.5	58.3	57.8	59.7	62.3
自己資本利益率 (%)	20.1	31.0	27.6	31.0	31.3
株価収益率 (倍)	38.46	23.75	22.11	14.55	11.90
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,921,650	619,837	1,464,742	4,089,318	4,648,310
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	375,540	1,145,371	80,629	1,787,883	3,003
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	733,305	924,252	1,162,097	52,034	1,274,447
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	8,206,608	5,517,147	8,224,617	10,474,017	13,850,883
従業員数 (名)	348	312	273	284	346

(注) 1. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2. 2020年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	1,594,641	1,583,646	2,130,293	2,409,663	3,393,909
経常利益 (千円)	915,003	891,541	1,403,364	1,792,824	2,677,495
当期純利益 (千円)	810,602	972,992	1,144,181	1,459,518	2,206,837
資本金 (千円)	640,874	640,874	670,011	708,306	708,306
発行済株式総数 (株)	23,490,800	23,490,800	23,630,800	23,814,800	23,814,800
純資産額 (千円)	2,735,601	3,334,869	4,121,102	4,956,482	5,968,215
総資産額 (千円)	5,057,845	5,207,215	6,878,101	7,554,124	9,130,229
1株当たり純資産額 (円)	119.68	145.15	177.49	210.75	254.28
1株当たり配当額 (円)	17.0	19.0	22.0	47.0	79.0
(うち1株当たり中間配当額)	(5.0)	(5.0)	(5.0)	(15.0)	(20.0)
1株当たり当期純利益金額 (円)	35.77	42.73	50.22	63.41	95.53
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	35.26	42.21	49.68	63.20	95.47
自己資本比率 (%)	53.9	63.5	59.1	64.5	64.3
自己資本利益率 (%)	33.2	32.3	31.0	32.7	41.1
株価収益率 (倍)	53.17	52.70	47.63	35.29	24.57
配当性向 (%)	47.5	44.5	43.8	74.1	82.7
従業員数 (名)	71	68	56	19	23
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(-)	(-)	(5)	(19)
株主総利回り (%)	191.9	228.8	245.0	234.3	253.1
(比較指標：日経平均株価) (%)	(154.2)	(147.1)	(148.2)	(213.4)	(188.3)
最高株価 (円)	3,860	3,205	2,754	3,185	2,895
最低株価 (円)	2,602	1,689	1,258	1,822	1,862
	1,482				

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員等)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 2020年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 最高株価及び最低株価は2020年6月23日までは東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、2020年6月24日より2020年11月23日までは東京証券取引所市場第二部におけるものであり、2020年11月24日より2022年4月3日までは東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。また、第16期の印は株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	事項
2005年7月	エネルギーコスト及び環境負荷の削減に係る事業を行う目的で、東京都新宿区に㈱ユビキタスエナジーを設立。
2006年8月	エネルギーコストソリューション事業として低圧電力需要家向けの電子ブレーカー販売を開始。
2006年11月	関西地区への販売拠点として大阪支店を開設。
2007年5月	業容及び人員数の拡大に伴い、本社を東京都新宿区から品川区へ移転。
2007年7月	中部地区への販売拠点として名古屋支店を開設。
2009年3月	エコロジーソリューション事業（現：スマートハウスプロジェクト事業）としてエコキュート及びIHクッキングヒーターの販売開始。
2010年4月	㈱ジャスダック証券取引所に株式を上場。 グリーンハウスプロジェクト事業（現：スマートハウスプロジェクト事業）として住宅用太陽光発電システム等の販売を開始。 ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQに株式を上場。
2011年4月	新設分割の方式の会社分割により、㈱グリムソーラー・㈱GRコンサルティングを設立し、持株会社制へ移行。また、商号を㈱グリムスへ変更。
2011年6月	プレミアムウォーター㈱と合併会社㈱グリムスプレミアムウォーターを設立。
2011年7月	ウォーターサーバー事業（現：スマートハウスプロジェクト事業）としてミネラルウォーターの宅配による販売を開始。
2012年1月	本社を品川区東五反田から同区東品川へ移転。
2012年12月	㈱エフティコミュニケーションズと合併会社㈱GFライテックを設立し、LED照明の販売を開始。 ㈱ネオ・コーポレーションを持分法適用会社化。
2013年3月	㈱グリムスプレミアムウォーターの事業を一部譲渡。
2013年7月	㈱グリムソーラーが、自社を存続会社として㈱グリムスプレミアムウォーターを吸収合併。 東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場。
2013年11月	㈱グリムスベンチャーズ（現：㈱ペットシア）を設立。インキュベーション事業として、新規事業の創出を行う事業を開始。
2013年12月	電力のマネジメント等を行う㈱エナリスと包括的な協業に関する契約を締結。電力取次の取扱い開始。
2014年3月	保有株式の一部譲渡により㈱ネオ・コーポレーションを持分法の適用範囲から除外。 ㈱エナリスより太陽光発電所を購入。再生可能エネルギー開発事業を開始。
2014年9月	㈱エナリスを割当先とする第三者割当増資（増加資本金211,569千円）を実施。
2015年5月	㈱エナリスよりグリムソーラー 孺恋 太陽光発電所を購入。稼働開始。
2016年2月	㈱GFライテックの商号を㈱グリムスパワーに変更。
2016年5月	静岡県浜松市にて、グリムソーラー 懐山 太陽光発電所を建設。稼働開始。
2016年12月	小売電気事業として電力の小売を開始。
2017年10月	㈱グリムスベンチャーズ（現：㈱ペットシア）を譲渡。
2018年3月	インキュベーション事業を廃止。
2020年6月	東京証券取引所市場第二部へ上場市場変更。
2020年11月	東京証券取引所市場第一部に指定。
2022年4月	事業用太陽光発電システムの販売を行う㈱グリムスエナジーを設立。 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当連結会計年度末現在、当社（株式会社グリムス）及び子会社4社により構成されており、事業者と一般消費者を対象に低圧から高圧まであらゆる電力需要家に向けてのエネルギーに関するコンサルティングや、エネルギーに関する各種商品・サービスの提供、電力の小売、また、再生可能エネルギーの開発を行っております。

当社グループの事業内容及び関係会社の位置付けは以下のとおりであります。当社は、関係会社に対する経営指導・管理業務を担っております。

なお、2026年3月期より、エネルギーコストソリューション事業とスマートハウスプロジェクト事業を統合し、エネルギーソリューション事業といたします。

また、以下の3事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

また、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することになります。

(1) エネルギーコストソリューション事業

エネルギーコストソリューション事業は、主に法人に対してエネルギーコスト削減の提案を行う事業です。現在は、事業用太陽光発電システム及び蓄電池を主力商材として販売しております。事業用太陽光発電システムは、顧客の工場等の屋根に太陽光発電システムを設置し創った電気を自家消費することにより、顧客は電気を系統から購入するよりもコストを低く抑えることができます。工場未稼働時に発電した電気は、蓄電池に貯めて自家消費することが可能です。また、当社グループが初期費用を負担して顧客の建物の屋根に太陽光発電システムを設置し、そこで創った電気を顧客が購入することで、顧客は資金負担なく電力コストの削減を図ることができるオンサイトPPAも行っております。

事業用太陽光発電システム以外には、電力基本料金削減コンサルティング、各種省エネ設備の販売を行っております。

電力基本料金削減コンサルティングは、電力契約の種類や電気機器の運用方法を見直すことで、電力基本料金を削減する方法です。低圧電力需要家向けには、電力使用状況の調査・分析をもとに、適切な契約種類への変更と電子ブレーカー（注1）の導入により基本容量を低減することで、電力基本料金の削減を図ります。高圧電力需要家向けには、保有設備に合わせて電力使用状況の遠隔監視や自動制御が可能なIoT機器の導入により使用量ピークを抑制することで、電力基本料金の削減を図ります。

各種省エネ設備は、使用している電気機器や設備を省エネ効果の高いものに変更することで電力消費量を低減し、電力使用料金の削減を図ります。省エネ効果の高い主な販売設備としては、LED照明、業務用エアコン、トランス、コンデンサー等があります。

なお、電気機器や設備の販売については、設置工事の手配、リースの事務代行やクレジットの取次、また、電力契約の種類変更申請の代行業務までを一貫して行います。リース期間終了後はリプレイス販売を行います。一部商材については、顧客の要望に応じてレンタルでの提供も行います。

当事業は、連結子会社の株式会社GRコンサルティング、株式会社グリムスパワー、株式会社グリムスエナジー及び株式会社グリムスソーラーが行っております。

（注1）通常のブレーカー（熱伝導式ブレーカー）ではその構造上、許容電流量の上限、過電流許容時間の上限ともに曖昧なため、電力契約の種類変更（負荷設備契約から主開閉器契約へ）に際しては、実測電流値を上回る容量を確保する必要があります。それに対して電子ブレーカーは、電子制御によりJIS規格で定められた範囲内で正確に動作するため、実測電流値に近い、必要最低容量での設定が可能となります。

(2) スマートハウスプロジェクト事業

スマートハウスプロジェクト事業は、住宅用太陽光発電システム及び蓄電池等のエネルギー関連商品の販売や、再生可能エネルギーの開発を行う事業です。

エネルギー関連商品の販売については、一般家庭向けに、住宅用太陽光発電システムや蓄電池、エコキュート等のエネルギー関連商品を販売します。販売に当たっては、モール型ショッピングセンターなどの大型商業施設内に開設された催事場を利用するほか、住宅メーカー等と業務提携を行うことでその顧客を販売対象とするなど、多様な手法を活用しております。

住宅用太陽光発電システムでは、発電した電気を自家消費するほか、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）を利用して電力会社に電気を販売することができます。蓄電池を購入することにより、10年間の買取期間の定めがあるFITが終了しても蓄電池に電気を貯めて自家消費することができ、また、深夜電力を蓄えて使うこともできるため、電気を上手に使用することが可能になります。商品は商社・メーカー等から仕入れ、販売においては対面による説明・コンサルティングを行い、取付工事の手配、クレジットの取次まで一貫して行います。また、住宅向けのPPAも行っております。

再生可能エネルギー開発事業は、非化石エネルギー源として持続的に利用できると認められるエネルギー源の開発を行う事業であり、現在は、当社グループで太陽光発電所を保有し、当該発電所にて発電した電気を電気事業者へ販売し、売電収入を得ております。

当事業は、主に連結子会社の株式会社グリムスソーラーが行っております。

(3) 小売電気事業

小売電気事業における電力の小売は、一般社団法人 日本卸電力取引所（JEPX）や発電事業者との相対取引等により調達した電力を低圧及び高圧電力需要家に供給し、顧客から毎月受け取る電気料金を収益とする事業です。顧客は、みなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）から購入するよりも割安な価格で電気を購入することができます。なお、小売電気事業者は需要計画と需要実績に過不足（インバランス）が発生した場合にはその精算をする必要がありますが、当社グループは複数の小売電気事業者から構成されるバランスンググループに参加し、仲介事業者へ需給管理を委託することで、インバランスが生じるリスクを抑えております。また、電力需給の変動による電力市場価格の上昇の影響を抑制するため、負荷率（注2）の低い低圧電力需要家への販売をはじめ、独自燃調（注3）の適用、発電事業者との相対取引、デリバティブ取引の活用、高圧電力需要家に対しては市場価格連動型契約へ集約を行うなど、調達価格高騰リスクの低減を図っております。

また、高圧電力需要家に向けた電力の取次を行っております。顧客の電力使用状況の調査・分析を行い、当社グループを含む複数の小売電気事業者から最適な電力を選択したのち、小売電気事業者の電気を取り次いで顧客に供給し、小売電気事業者から手数料を受け取ります。

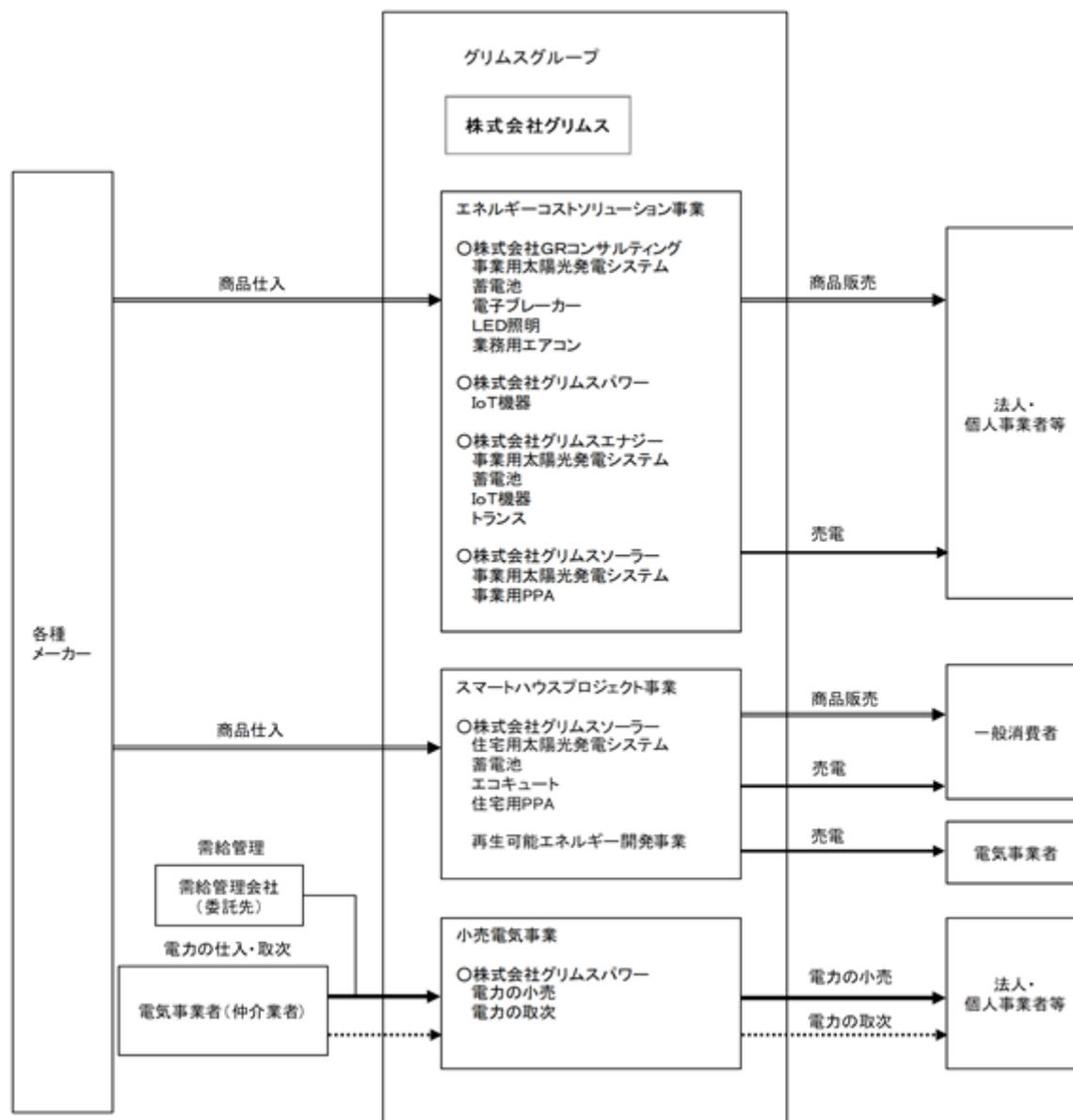
当事業は、主に連結子会社の株式会社グリムスパワーが行っております。

（注2）最大電力に対する平均需要電力の比率を負荷率といたします。電力設備稼働率を表したものであり、値が大きいほど設備が有効活用されたことを示し、値が小さいと未使用の設備が多いこととなります。

（注3）卸電力取引所市場からの調達コストの一部を電気代に反映する仕組みを独自燃調といたします。電力市場価格が基準値を上回った場合にはその一部を電気代に加算し、基準値を下回った場合にはその一部を電気代から減算します。

[事業系統図]

当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。



(注) 2026年3月期より、エネルギーコストソリューション事業とスマートハウスプロジェクト事業を統合し、エネルギーソリューション事業といたします。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱GRコンサルティング (注)2、3	東京都品川区	20,000	エネルギーコスト ソリューション事業	100	経営指導 管理業務等受託 役員の兼任 設備の賃貸
(連結子会社) ㈱グリムスパワー (注)2、3	東京都品川区	30,000	エネルギーコスト ソリューション事業 小売電気事業	100	経営指導 管理業務等受託 役員の兼任 設備の賃貸
(連結子会社) ㈱グリムスエナジー (注)2、3	東京都品川区	10,000	エネルギーコスト ソリューション事業	100	経営指導 管理業務等受託 設備の賃貸
(連結子会社) ㈱グリムスソーラー (注)3	東京都品川区	10,000	スマートハウス プロジェクト事業	100	経営指導 管理業務等受託 役員の兼任 設備の賃貸

(注) 1. 連結子会社の主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. ㈱GRコンサルティング、㈱グリムスパワー、㈱グリムスエナジー、㈱グリムスソーラーについては、売上高(連結会社間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

当該各社の主要な損益情報等は以下のとおりであります。

会社名	㈱GR コンサルティング	㈱グリムスパワー	㈱グリムスエナジー	㈱グリムスソーラー
(1) 売上高	5,037,985千円	19,456,939千円	4,478,016千円	4,400,030千円
(2) 経常利益	1,235,607千円	2,067,868千円	1,554,040千円	270,287千円
(3) 当期純利益	836,799千円	1,457,500千円	1,043,160千円	174,401千円
(4) 純資産額	3,385,145千円	4,700,380千円	1,662,589千円	1,397,368千円
(5) 総資産額	4,450,088千円	9,028,303千円	2,906,061千円	2,408,795千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
エネルギーコストソリューション事業	195
スマートハウスプロジェクト事業	77
小売電気事業	51
報告セグメント計	323
全社(共通)	23
合計	346

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、持株会社に所属しているものであります。

3. 連結従業員数は2024年3月期末に対して62名増加(前期比21.8%増)いたしました。
増加の理由は営業体制の強化のためであります。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
23 (19)	40.5	5.9	5,792

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、人材会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループは、労働組合が結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しており、特筆すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
10.0	-	90.5	58.7	47.2

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働者令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。当事業年度においては育児休業の対象者が存在しないことから、男性労働者の育児休業取得率は未記載としております。

主要な連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
株式会社 GRコンサルティング	0.0	20.0	76.1	71.8	81.8

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働者令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「すべての人に感動と喜びを」を企業理念として、我々と触れ合うすべてのお客様のニーズに耳を傾け、それを形にし、納得、満足いただけるようなサービスの提供に尽力し、今後もより一層お客様に満足していただく商品・サービスを提供することによって、社会から応援され続ける企業を目指していくことをミッションとしております。

(2) 経営戦略等

当社グループは、エネルギーに関連する事業の分野において、事業者や一般家庭を対象として、導入メリットが明確で取扱いが容易な商品をコンサルティング営業により販売し、メリットを享受した顧客に対してさらに導入メリットがある商品・サービスをクロスセルすることで、顧客満足度の向上と収益機会の拡大を実現してまいりました。

そして電力の小売全面自由化により、高圧電力需要家から低圧電力需要家まで幅広い顧客を対象としたエネルギーソリューションを提案できる体制を構築しております。今後もエネルギー関連の商品・サービスのラインナップを拡充すること、コンサルティングによる提案力を強化することにより、顧客基盤の拡大と収益基盤の強化、他社との差別化を図り、企業ブランドの確立に努めてまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、企業価値の継続的な向上を図るため、持続的な成長と高い収益性を維持することを経営課題としております。経営上の目標の達成状況を判断するための主な指標は、ストック利益（契約により継続的に利益を得られる利益モデルであり、電力の小売による利益などが該当します。）、営業利益であります。

(4) 経営環境

当社グループの事業領域であるエネルギーの分野においては、電力価格の上昇傾向が続くことが予想され、そのため電力コストの削減に対する需要は拡大しております。また、環境問題への社会的関心の高まりから、省エネ関連商品や、脱炭素に向けた再生可能エネルギーの活用に対する潜在的な需要が拡大しております。このような事業環境のもと、エネルギーソリューション事業において、太陽光発電システムや蓄電池、省エネ設備の販売、電力料金削減コンサルティングに関するビジネスチャンスは一層拡大していると考えております。

一方、小売電気事業につきましては、電力調達コストの高騰が利益の低下をもたらすリスクがあります。その対応策として、引き続き負荷率（最大電力に対する年平均消費電力の比率）が低い低圧電力需要家の顧客基盤を拡充するほか、独自燃調（卸電力取引市場からの調達コストの一部を電気代に反映する仕組み）の導入、市場価格連動型契約の促進、相対電源の確保、デリバティブ取引の活用により、電力市場価格の高騰に対するリスクヘッジを図ります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

人材の確保と育成

当社グループの現在の事業は、事業用太陽光発電システムや蓄電池、各種省エネ設備の販売、電力の小売、一般家庭向けの住宅用太陽光発電システムや蓄電池の販売など、直接顧客に働きかける営業形態が主流のため、当社グループの業績は優秀な営業人員の確保とその育成速度に依存しています。そのため、それぞれの営業に熟達した営業社員の早期育成が重要な課題と認識しております。

顧客情報に基づいた営業支援システムや画像認識AIを使ったマーケティングDX等の効果的な活用による営業社員の活動の一層の効率化、チーム制での人材育成による顧客対応スキルの向上、新入社員の成長速度の向上を促してまいります。また、催事を活用した販売や提携販売については、現在まで蓄積してきた営業ノウハウの向上と教育により、営業社員の早期育成の加速化を目指したいと考えております。

収益基盤の強化

当社グループが行う事業の収益構造は、太陽光発電システムや蓄電池等の販売、各種省エネ設備の販売といった、物品の販売によるフロー収益と、電力の小売、売電収益、電子プレーカーのリプレイス手数料やレンタルといった、継続的な利益を得るストック収益の2種類の収益構造の形態があります。

今後、持続的に成長していくために、安定的な収益基盤を確立するためのストック収益を拡充することが重要な課題と認識しております。ストック収益としての電力の小売は電力市場価格の変動により業績が大きく変動する傾向があるため、独自燃調の導入や相対電源の確保、市場価格連動型契約の推進などのリスクヘッジ施策により業績の変動を抑え、安定的なストック収益源とする方針です。

法令遵守体制の強化

当社グループは、事業者や一般家庭を対象とする販売会社であるため、厳格な法令遵守体制の構築は当然のこととして、さらに一歩進めた説明責任の徹底と顧客の当社グループサービスに対する真の理解と満足の獲得が必要と認識しております。

そのため、営業社員に対しては、営業マニュアル、コンプライアンスマニュアルを作成し、社内研修等を通じて説明責任等の理解を促しております。また顧客に対しては、販売に際して顧客が当該商品・サービスの内容を正しく理解して購入の意思決定をしているかを、商品購入におけるリスクの認識に係る確認書の徴収と営業部門のバック・オフィスである業務部門から顧客への電話連絡により確認をしております。

また、当社グループは、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報取扱事業者に該当し、同法による規制の対象者となっています。従って、コンピュータシステムにおけるセキュリティ強化に加えて、個人情報保護に係る個人情報取扱規程を定めて厳格に運用しております。

今後におきましても、関係法令の遵守はもとより、顧客の情報管理などに対する万全な体制を確立するとともに、グループ一人ひとりの高い倫理観の醸成、社会的良識を持った責任ある行動を目指し、啓蒙活動や社内教育を徹底してまいります。

内部統制システムの維持・強化

当社グループにおきましては、新しい事業の展開等の検討・実施を恒常的に行っていることもあり、内部統制システムの整備に関わる継続的な課題が発生いたします。監査等委員会監査や内部監査の過程において、状況変化に応じた内部統制システムの変更必要性を認識するとともに、対応策の早期構築に努めてまいります。

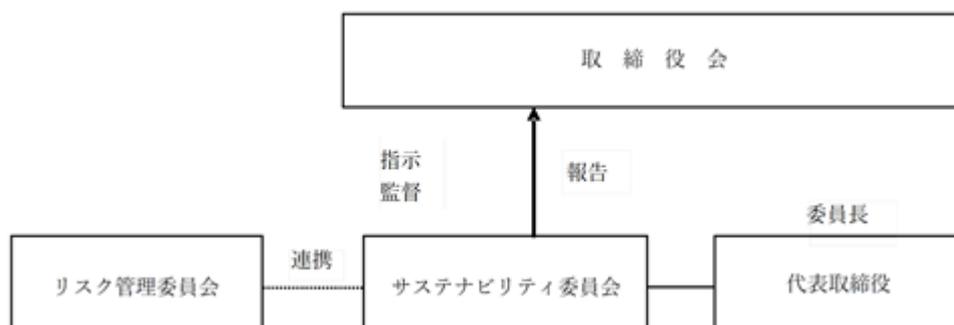
2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、以下のとおりであります。

(1) ガバナンス

当社は、気候変動を重要な経営課題の一つとして認識するとともに、気候変動を含めた環境の問題、労働環境や人材育成といった社会に関する問題など、持続可能性に関する基本方針や重要事項について総合的な意思決定を行い、経営戦略の策定などに活用するため、取締役会の下部機構としてサステナビリティ委員会を設置しております。サステナビリティ委員会は、代表取締役社長を委員長とし、執行会議、各部門・グループ会社の責任者を加えた人員で構成され、定期的（年1回）に気候変動や人的資本など持続可能性に関するリスク・機会や目標とその進捗について確認及び審議しております。なお、経営陣は同委員会の構成員として気候関連事項をモニタリングしております。

また、サステナビリティ委員会にて審議された内容は定期的（年1回）取締役会に報告され、取締役会にて気候変動や人的資本など持続可能性に関する重要なリスク・機会、目標とその進捗について審議を行い、対応の指示及びその進捗に対する監督を行い、気候変動及び人的資本に関するガバナンスの強化を進めてまいります。



また、持続的な成長のために人材の育成と管理も重要な経営課題と認識していることから、毎週開催する役員・部長連絡会において、各事業会社における人員の状況を常に共有・把握するようにしております。

(2) 戦略

当社グループでは、シナリオ分析実施に際して、サステナビリティ委員会での気候変動に関する重要リスク・機会の特定と、それらが及ぼす具体的な財務的影響額の評価を行っております。

シナリオ分析として、2つのシナリオ（4 シナリオ及び1.5 シナリオ）を用い、2030年、2050年時点での当社グループの事業への気候変動起因の影響度合を考察いたしました。

今回実施したシナリオ分析の前提は以下のとおりであります。

対象期間	国内グループ全体
時間軸	2030年度、2050年度
対象温度シナリオ	4 シナリオ、1.5 シナリオ

	4 シナリオ	1.5 シナリオ
想定内容	21世紀末の世界平均気温が産業革命比で4上昇し、台風などの物理的被害が増加するシナリオ。政策・規制、技術開発は既存のまま推移すると想定。	21世紀末の世界平均気温の上昇を産業革命前比で1.5 に抑えるため、脱炭素に向けた政策・規制の導入や技術開発が進展することを想定するシナリオ。
参照シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> IEA Stated Policies Scenario (STEPS) IPCC SSP 5-8.5シナリオ 	<ul style="list-style-type: none"> IEA Net Zero Emissions (NZE) IPCC SSP 1-1.9

シナリオ分析として、まずはバリューチェーン全体の気候変動リスク・機会を洗い出し、自社への影響が大きいと想定される項目を抽出いたしました。次に、抽出したリスク・機会の4 および1.5 シナリオの外部環境をも

とに、財務影響の算定ロジックを整理し、必要なデータを収集して財務影響を算定いたしました。その後、各リスク・機会について発生可能性と影響度から重要度を評価し（注）、結果を踏まえて対応方針を検討いたしました。

（注）重要度評価は、影響度の評価（1～3）と発生可能性の評価（1～3）を掛け合わせ、大・中・小の3段階で評価いたしました。

影響度評価については、年平均成長率の想定から2030年・2050年時点の売上総利益成長を予測し、各リスク・機会の影響額が売上総利益の3%未満の場合は「小」、3～10%の場合は「中」、10%以上の場合は「大」といたしました。

当社グループにおける事業戦略の柱は下記2点です。

- ・エネルギーコストソリューション事業（2026年3月期よりエネルギーソリューション事業）は事業用太陽光発電システムの販売を拡大。
- ・小売電気事業は調達価格変動リスクへの対策を徹底し、安定的なストック収益へ。

シナリオ分析にて特定したリスクと機会と財務影響、及び対応方針は以下のとおりであります。

4 シナリオにおいては、化石燃料の需要が引き続き大きいと想定されることから、卸電力市場による電力調達価格の増加リスクがあると認識しておりました。しかしシナリオ分析の結果、現在開発が進んでいる発電技術により調達価格の減少が見込まれると特定し、機会になり得るとの認識に改めました。1.5 シナリオにおいては、脱炭素化に向けた炭素税や法規制の導入による対応コストの増加が考えられる一方で、脱炭素政策の推進による省・再エネ需要の高まりにより、太陽光発電システム、蓄電池や各種省エネ設備の販売機会が増大し、当社の企業価値向上の機会があると認識しております。

今後も継続的にシナリオ分析を実施することでさらなる精度向上に努め、分析により立てた将来見通しを経営戦略の検討プロセスに組み込んでいくことにより、不確実な将来世界に対応できるレジリエンス性を高めてまいります。

分類	カテゴリ	項目	自社への影響	4 シナリオ		1.5 シナリオ		対応方針
				2030	2050	2030	2050	
移行 リスク	政策・ 法規制	炭素税 (調達時)	原材料調達時のCO2 排出に対する炭素税 導入により、対応コ ストが増加	小	中	中	中	・2050年カーボンニュート ラルに向けたCO2排出量削減目標 設定 ・インターナショナルカーボンプ ライシングの導入 ・将来的に、削減しきれない CO2排出量に対してカーボンク レジットを購入(長期)
	技術	新技術	ペロブスカイト太陽 電池や新しいタイプ の蓄電池などの技術 導入に遅れることに より、売上が減少	-	-	小	小	・太陽電池の市場、技術動向 の継続的なモニタリング ・新技術の導入体制の構築 (新技術関連の人材育成、部 門新設等)
物理 リスク	慢性	気温上昇	気温上昇により電力 需要が高まり、電力 市場における電力価 格が上昇し、調達コ ストが増加	-	-	小	-	・相対契約の比率見直し ・自社電源の検討 ・販売価格への転嫁(市場価 格連動型契約)の継続 ・安定した電力調達価格の確 保

分類	カテゴリ	項目	自社への影響	4 シナリオ		1.5 シナリオ		対応方針
				2030	2050	2030	2050	
機会	慢性	気温上昇	気温上昇により再エネ技術が進展し、電力市場における電力価格が変動し、調達コストが減少	大	大	-	大	・相対契約の比率見直し ・自社電源の検討 ・販売価格への転嫁（市場価格連動型契約）の継続 ・安定した電力調達価格の確保
	エネルギー源	再エネ政策	再生可能エネルギーの需要拡大に伴い、太陽光発電システム、蓄電池の販売機会が増加	大	大	大	大	・人材の拡充、育成やマーケティングDXの活用による再エネ関連商材の販売拡大 ・アフターサービス体制強化（顧客満足度と継続的關係構築）
		省エネ政策	省エネルギー政策の推進により、各種省エネ設備の販売機会が増加	小	小	小	中	・営業体制の強化による省エネ関連商材の販売拡大 ・省エネ効果や経済効果が高い製品ラインナップの拡充
	製品・サービス	新技術	ペロブスカイト太陽電池や新しいタイプの蓄電池などの技術の導入による売上増加の機会	-	-	小	大	・太陽電池の技術動向の継続的なモニタリング ・新技術の導入体制の構築（新技術関連の人材育成、部門新設等） ・市場ニーズに合わせた製品ポートフォリオ調整（従来品からの移行戦略）
	市場	系統用蓄電池	電力ネットワークや再生可能エネルギー発電所へ電力を安定供給する系統用蓄電池の市場へ参入することにより、販売機会及び売上が増加	中	中	中	中	・営業体制の構築、販売の拡大 ・系統用蓄電池事業の戦略策定

また、当社グループの最も重要な経営基盤は人材であります。企業価値を持続的に高めるためには人的資本の強化が必要であり、その実現のための人材育成と社内環境整備に関する方針は以下の通りであります。

人材の育成に関する方針

当社グループは、全ての社員がそれぞれの業務においてモチベーションをもって働くことができ、キャリア構築についても一人一人のビジョンを踏まえてフォローアップすることができるよう、きめ細やかな人材育成体制を構築することを方針としております。そのため、以下のような施策を実施しております。

- ・少人数のチーム制による育成体制
- ・半期毎の目標設定及び人事評価面談の実施
- ・新入社員研修
- ・e-ラーニングによるコンプライアンス研修など、各種研修制度

社内環境整備に関する方針

当社グループの経営理念である「すべての人に感動と喜びを」を実現するため、個々の社員がその能力を發揮することができ、キャリアビジョンを描くとともに、働きやすい社内環境を構築することを方針としております。性別・年齢・国籍・人種・宗教・性的指向・障がいの有無にとらわれることなく公正に人材を評価・登用し、社員の多様性を活かすことで企業価値の向上を追求いたします。

(3) リスク管理

当社は、事業の継続的・安定的な発展のため、当社グループに経済的損失や事業の中断・停止、又は信用・企業イメージの失墜をもたらす、経営理念、経営目標、経営戦略の達成を阻害する可能性があるさまざまなリスクに対して、合理的なコストで適切な処理を行うことにより、リスク管理を行っております。平常時は、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、気候変動関連を含めた全事業上のリスクに関わる課題・対応策を協議・承認します。リスク管理委員会は原則として年2回開催し、テーマに応じて関連する従業員を招集いたします。また、必要に応じてリスク管理の個別検討課題ごとにワーキンググループを編成し、具体策を検討・実行します。気候変動関連のリスクに関しては、サステナビリティ委員会と連携し、気候変動や関連規制の動向をモニタリングしながら、リスクの特定及びその影響度の評価を行っております。

リスク管理委員会にて評価した内容は取締役会に報告され、取締役会にて報告された内容を審議し、最終的に重要課題として確定されます。確定された重要課題について進捗管理や見直しを都度行い、リスク管理委員会に対して必要な指示などを行うことで適切なリスク管理体制を構築しております。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、気候変動対応の進捗管理するための指標として、自社企業活動によるCO2排出量（スコープ1,2,3）を設定し、毎年算定を行うとともに、その精度を高めてまいります。また、自社企業活動における2050年のカーボンニュートラルを目標とし、省エネ活動・再エネ導入等による自社のCO2削減を進めるだけでなく、事業を通じたCO2削減を通じ、社会貢献を行ってまいります。

スコープ1,2,3排出量（単位：t-CO2）

項目	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
スコープ1排出量	612	533	529
スコープ2排出量（マーケット基準）	85	61	93
スコープ2排出量（ロケーション基準）	91	70	88
スコープ3排出量	36,112	36,320	37,729

（注） 1．GHGプロトコルを参照し、グループ全体を対象に算定しております。

2．「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドラインVer.2.7（2025年3月 環境省 経済産業省）」・「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベースVer.3.5（2025年3月）」・「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度/電気事業者別排出係数一覧 令和7年提出用」・「産業連関表による環境負荷原単位データブック（3EID）グローバルGHG排出原単位」・IDEAv2.3に基づき算出しております。

人材の育成及び社内環境整備に関する方針についての指標につきまして、目標及び実績は以下の通りであります。

指標（注）1	目標	実績（2025年3月期）
男性従業員の育児休業取得率（注）2	2027年3月までに65.0%	20.0%
有給休暇の取得率	2027年3月までに65.0%	65.2%
女性従業員比率	2030年3月までに20.0%	18.5%

（注） 1．集計対象となる会社の範囲は、当社及び連結対象子会社であります。

2．「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働者令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与えると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、当社グループとして必ずしもそのようなリスクには該当しない事項についても、投資判断の上で、あるいは当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生時の対応に努めてまいります。なお、以下の事項における将来に関する事項については、本書提出日現在において当社グループで想定される範囲で記載したものです。また、以下の記載は当社グループ株式への投資に関連するリスクの全てを網羅するものではありません。

(1) 電力をめぐる状況の変化

電力業界の動向変化

当社グループは、電力契約の種類変更や電気機器の運用方法の改善を提案することにより、顧客の電力基本料金の引き下げを行う電力基本料金削減コンサルティングを行っております。電力供給事業者が電力契約の内容を変更することで顧客にとって契約種類を変更するメリットが低下した場合、電力基本料金の仕組みが変更されることにより電力基本料金の引き下げのメリットが低下した場合、また、燃料価格の下落や原子力発電所の稼働などの影響で電力単価が大幅に下落し、当社グループの提案による顧客の電力料金削減効果が希薄化した場合、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

電力調達価格の変動

当社グループは、事業者等に対して電力を供給する電力の小売を行っております。顧客へ販売する電力は、発電事業者との相対取引や常時バックアップにより、また、仲介事業者を通じて一般社団法人 日本卸電力取引所（JEPX）から購入しておりますが、燃料価格や為替相場の変動、天候の影響による電力需要の変動などによりJEPXから調達する電力の調達価格が上昇した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

インバランス料金

小売電気事業者は、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づき、需要計画と実際の需要量を30分単位で一致させる義務（計画値同時同量制度）を負っており、需要計画と需要実績に過不足（インバランス）が生じた場合、インバランス料金として一般送配電事業者との間で精算が必要になります。

当社グループは、バランシンググループ（複数の小売電気事業者が1つのグループを形成し、一般送配電事業者との間で1つの託送供給規約を結ぶ仕組み）に参加するとともに、需給管理を仲介事業者に委託することで需給バランスの最適化を図り、インバランスが生じるリスクを抑えておりますが、需給バランスの調整に差異が生じ、同時同量が達成できないことでインバランス料金が多額に生じる場合、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

競争激化に伴うリスク

電力の小売は、経済産業省により小売電気事業者としての登録を受けることにより事業を開始することが可能となりますが、参入障壁は高くないため、新規参入は難しくありません。当社グループが行う小売電気事業は、エネルギーコストソリューション事業により開拓した低圧電力需要家の既存顧客を主な対象としているため実質的な競争は少ないものの、新規参入者の拡大により競合他社が増加した場合、新規契約の獲得ペースが低下することにより、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

電気事業法の改正

当社グループは、電気事業法に基づいた事業を行っております。電気事業法の改正により想定外の制度変更等がある場合、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 信用リスクの変化

当社グループは、事業者向けの販売については、業務提携しているリース会社に対し商品を販売しリース会社より顧客へ商品をリース供与する販売方法や、クレジット会社による顧客への信用供与と、現金販売による顧客への商品提供を行っております。一般家庭向けの販売については、クレジット会社による顧客への信用供与と、現金販売による顧客への商品提供を行っております。

従って、当社グループが顧客の信用リスクにより直接影響を受ける度合いは限定されていますが、当該顧客の信用状態が悪化しリース及びクレジット債務支払いの延滞事例が増加してきた場合や、リース会社及びクレジット会社（以下リース会社等）に対する業法上の規制強化等がなされた場合には、リース会社等の顧客に対する与信承認率の低下を通じて、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 商品仕入に関するリスク

当社グループは、商社・メーカー等から商品を仕入れて顧客に販売しております。仕入先については複数確保しておりますが、為替相場の変動や原材料の不足等により、仕入価格の上昇や、商品の調達に支障が生じた場合、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 提携先の確保

当社グループは、住宅メーカー等と業務提携を行い、提携先の顧客に住宅用太陽光発電システム・蓄電池等を販売しております。提携先は随時拡大しておりますが、提携先が確保できず、販売対象が減少した場合、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 新規事業等の展開と推進について

当社グループは、今後も継続的な成長を維持するため、新規事業等の展開と推進に取り組んでまいります。しかし、新規事業等を展開・推進する過程におきましては、急激な市場環境の変化や想定し得ないリスクが発生する可能性があり、これらにより当初計画を達成できない場合、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制

当社グループは、個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報取扱事業者」に該当し、そのため同法の適用があります。当社グループは、同法を遵守するために、社内規程として個人情報取扱規程を定め、厳格に運営し個人情報の保護体制には万全を期していますが、何らかの原因で当社グループが保有している個人情報が漏洩するなどした場合、適切な対応を行うためのコスト負担、当社グループの社会的信用の低下、当社グループに対する損害賠償請求等により、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは一般家庭を対象として住宅用太陽光発電システム等を販売していることから、特定商取引に関する法律、消費者契約法及び不当景品類及び不当表示防止法の適用を受けており、当該法令等に抵触した場合には、業務の改善指示、停止命令等の行政処分、優良誤認表示及び有利誤認表示に該当する可能性があります。

当社グループは、これらの法的規制に対しコンプライアンス研修を実施すると同時に営業活動の厳格な管理を行うなど、従業員が法令に違反する行為を行わないよう指導しており、これまで業務改善指示、停止命令等の行政処分を受けたことはありませんが、今後何らかの理由で当社グループが行政処分を受けた場合には、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 太陽光発電に対する天候の影響

当社グループは、再生可能エネルギーの開発として、太陽光発電設備による発電を行い、売電にて収益を計上します。天候不順などの影響により日射量や日照時間が少なくなった場合、発電量の低下により売電収入が減少し、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 気候変動の影響

気候変動による気温上昇が進んだ場合、電力需要の増大を通じた電力価格の上昇により、小売電気事業の電力調達価格の増大、冷房コストの増加等、当社グループの業績に様々な影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績の状況

当連結会計年度における経済環境は、企業収益の改善による雇用・所得環境の改善、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがあるなど、景気は緩やかな回復傾向にあるものの、為替相場の変動や資源価格の高騰による物価上昇や、米国の通商政策による景気の下振れリスクなど、先行きは不透明な状況が続いております。

エネルギーをめぐる状況として、引き続き電力コストの上昇や、GX（グリーントランスフォーメーション）の実現に向けた再生可能エネルギーの活用拡大が見込まれることから、当社グループとしては事業用太陽光発電システムを成長の主軸として経営資源を集中し、販売を拡大いたしました。電力小売については、低圧電力における独自燃調（電力市場調達コストの一部を電気代に反映する仕組み）の運用や高圧電力における市場価格連動型契約の促進による電力調達価格変動リスクの低減といった取り組みによるリスクヘッジの徹底を行い、安定的なストック収益として収益基盤の拡充を図ってまいりました。その他、コスト削減・省エネルギー・再生可能エネルギー関連の商品・サービスについての販売も堅調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は33,340百万円（前期比11.5%増）、営業利益は6,500百万円（前期比24.6%増）、経常利益は6,645百万円（前期比26.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,558百万円（前期比28.7%増）となりました。売上高、各利益は過去最高を更新しております。

事業別の状況は、以下のとおりであります。

〔エネルギーコストソリューション事業〕

エネルギーコストソリューション事業につきましては、電力の自家消費を提案する事業用太陽光発電システムや蓄電池を主力商材として販売を拡大するとともに、事業者のコスト削減のための各種商材を販売してまいりました。また、事業用PPAについても、順調に規模を拡大してまいりました。

その結果、エネルギーコストソリューション事業の売上高は9,620百万円（前期比24.4%増）、セグメント利益は4,035百万円（前期比33.2%増）となりました。

〔スマートハウスプロジェクト事業〕

スマートハウスプロジェクト事業につきましては、再生可能エネルギーによる自家消費、太陽光発電の10年間の固定価格買取制度の適用が終わる卒FIT案件の増加、住宅のエネルギーレジリエンス強化へのニーズにより蓄電池への需要があることから、蓄電池の販売を推進いたしました。

その結果、スマートハウスプロジェクト事業の売上高は4,319百万円（前期比2.7%減）、セグメント利益は497百万円（前期比15.3%減）となりました。

〔小売電気事業〕

小売電気事業につきましては、契約数の増加に伴う電力販売量の増加、電力市場価格上昇の影響による販売単価の上昇、相対電源の確保等のリスクヘッジ施策による調達価格の抑制等により、売上高・利益ともに増加いたしました。

その結果、小売電気事業の売上高は19,401百万円（前期比9.4%増）、セグメント利益は2,798百万円（前期比23.4%増）となりました。

財政状態の状況

(流動資産)

当連結会計年度末の流動資産は21,518百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,605百万円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が3,376百万円、受取手形、売掛金及び契約資産が1,070百万円増加したことによるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末の固定資産は4,516百万円となり、前連結会計年度末に比べ182百万円減少いたしました。これは主に、投資有価証券が296百万円減少した一方で、機械及び装置が72百万円増加したことによるものであります。

(流動負債)

当連結会計年度末の流動負債は7,048百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,238百万円増加いたしました。これは主に、支払手形及び買掛金が649百万円、1年内返済予定の長期借入金が157百万円、未払法人税等が199百万円、未払消費税等が282百万円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末の固定負債は2,676百万円となり、前連結会計年度末に比べ133百万円減少いたしました。これは主に、長期借入金が130百万円減少したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産は16,309百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,317百万円増加いたしました。これは主に、親会社株主に係る包括利益により4,512百万円増加した一方で、剰余金の配当で1,201百万円減少したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」と言います。)は13,850百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,376百万円増加いたしました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果得られた資金は4,648百万円(前期は4,089百万円の収入)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益6,641百万円、仕入債務の増加649百万円、未払消費税等の増加286百万円等による資金の増加があった一方で、売上債権の増加1,070百万円、法人税等の支払1,887百万円等による資金の減少があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果得られた資金は3百万円(前期は1,787百万円の支出)となりました。これは主に、投資有価証券の売却1,596百万円等による資金の増加があった一方で、投資有価証券の取得1,300百万円、有形固定資産の取得303百万円等による資金の減少があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果支出した資金は1,274百万円(前期は52百万円の支出)となりました。これは主に、長期借入金の返済1,273百万円、配当金の支払1,201百万円等による資金の減少があった一方で、長期借入れ1,300百万円等による資金の増加があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	前期比(%)
エネルギーコストソリューション事業(千円)	2,638,642	0.7
スマートハウスプロジェクト事業(千円)	1,726,973	14.8
小売電気事業(千円)	15,919,771	6.4
合 計(千円)	20,285,388	3.2

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	前期比(%)
エネルギーコストソリューション事業(千円)	9,620,080	24.4
スマートハウスプロジェクト事業(千円)	4,319,340	2.7
小売電気事業(千円)	19,401,397	9.4
合 計(千円)	33,340,818	11.5

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。

なお、本文における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度における経営成績は「(1)経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載のとおり、売上高・各段階利益ともに増加しており、いずれも過去最高となりました。当期純利益の増加により自己資本比率は62.3%となっており、引き続き財政状態は健全です。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因として、電力をめぐる状況があります。当連結会計年度における小売電気事業は電力調達価格高騰に対するリスクヘッジ施策を講じていることから利益は増加いたしました。燃料価格高騰や電力需給の逼迫などの要因による電力調達価格の上昇懸念は常にあるため、引き続きリスクヘッジを十分に行うことにより、安定的なストック収益源とする方針です。一方、そのような電力コストの上昇を背景に、エネルギーコストソリューション事業において、電気を創って自家消費することで経済的メリットを得るとともに再生可能エネルギーの普及にもつながる事業用太陽光発電システムは好調に販売を拡大しました。また、スマートハウスプロジェクト事業における蓄電池の販売についても、受注は堅調に推移しています。

(売上高及び売上総利益)

当連結会計年度における売上高は、過去最高の33,340百万円（前期比11.5%増）となりました。売上総利益は、過去最高の10,984百万円（前期比18.6%増）となりました。

(営業利益)

当連結会計年度における営業利益は売上総利益と同様に伸長し、過去最高の6,500百万円（前期比24.6%増）となりました。

なお、セグメント別の内容は「(1)経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載のとおりです。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は、過去最高の4,558百万円（前期比28.7%増）となりました。また、1株当たり当期純利益は197.30円となり、前連結会計年度に比べ43.47円増加いたしました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローは、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおり、増益に伴い営業活動によるキャッシュ・フローが順調に拡大しております。

当社グループは、主に営業活動によるキャッシュ・フローを財源として企業活動を行っております。また、安定的な資金の確保のため金融機関から長期借入金を調達しております。

なお、当連結会計年度末における有利子負債の残高は3,691百万円、現金及び現金同等物の残高は13,850百万円となっております。また、当連結会計年度末における自己資本比率は62.3%となっております。

重要な会計方針及び見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成されております。その作成は、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、電力料金収益の算定、棚卸資産の評価及び貸倒引当金の計上につきまして、過去の実績等を勘案して合理的に見積りを行っております。

当社グループの連結財務諸表作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載のとおりです。

5【重要な契約等】

(1) 仕入・外注に関する契約

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
2007年11月30日	商品売買基本契約書	株式会社ネオ・コーポレーション	電子プレーカーの継続的売上の契約	1年間(自動更新の条項有り)

(2) リースに関する契約

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
2005年9月8日	リース契約・割賦販売契約の取扱いに関する基本契約書	エヌ・ティ・ティ・リース株式会社 (現：NTTファイナンス株式会社)	電子プレーカーのリース契約等の取扱い	1年間(自動更新の条項有り)

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
2005年9月13日	リース業務提携申込書	株式会社クレディセゾン	電子プレーカーのリース契約等の取扱い	1年間(自動更新の条項有り)

(3) 包括的な協業に関する契約

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
2013年12月26日	包括的な協業に関する契約書	株式会社エナリス	電力分野における様々な分野での協業	1年間(自動更新の条項有り)

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は356百万円であり、その主なものは、事務所設備等328百万円、車輛8百万円、ソフトウェア20百万円の固定資産の取得であります。

また、セグメント別に記載すると、エネルギーコストソリューション事業が267百万円、スマートハウスプロジェクト事業が42百万円、調整額（主に持株会社の設備投資）が46百万円となります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (名)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	車輛運搬具 (千円)	ソフト ウェア (千円)	合計 (千円)	
本 社 (東京都品川区)	全社共通	事務所設備 ソフトウェア	23,879	10,551	2,699	155,990	193,121	23
名古屋事業所 (愛知県名古屋市 中村区)	全社共通	事務所設備	1,881	25	-	-	1,906	
大阪事業所 (大阪府 大阪市西区)	全社共通	事務所設備	6,154	1,404	-	-	7,559	

(注) 1. 従業員数は就業人員数を表示しております。

2. 主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

< 賃借設備 >

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	科目	面積(m ²)	賃借料 (千円/年)
本 社 (東京都品川区)	全社共通	建物	2,067.14	133,138
名古屋事業所 (愛知県名古屋市 中村区)	全社共通	建物	192.08	11,433
大阪事業所 (大阪府大阪市 西区)	全社共通	建物	304.50	14,369

(2) 国内子会社
事務所

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額					従業員数 (名)
				建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	車両運搬具 (千円)	ソフト ウェア (千円)	合計 (千円)	
株式会社 GRコン サルティ ング	本社 (東京都品川区)	エネル ギーコス トソ リユー ション 事業	事務所 設備 車両 ソフト ウェア	-	2,749	4,344	247	7,342	141
	大阪営業部 (大阪府大阪市 西区)			-	1,339	931	-	2,271	
	名古屋営業部 (愛知県名古屋市中村区)			-	573	527	-	1,101	
株式会社 グリムス パワー	本社 (東京都品川区)	エネル ギーコス トソ リユー ション 事業 小売電気 事業		-	553	1,058	-	1,612	51
株式会社 グリムス エナジー	本社 (東京都品川区)	エネル ギーコス トソ リユー ション 事業	-	274	788	19,140	20,202	54	
株式会社 グリムス ソーラー	本社 (東京都品川区)	スマート ハウスプ ロジェク ト事業	-	77	3,615	138	3,830	77	
	名古屋営業所 (愛知県名古屋市中村区)		-	-	149	-	149		
	大阪営業所 (大阪府大阪市 西区)		-	82	1,320	-	1,402		
	福岡営業所 (福岡県福岡市)		2,845	638	1,175	-	4,659		

太陽光発電所

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				
				建物 (千円)	機械 及び装置 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	合計 (千円)
株式会社 グリムス ソーラー	太陽光発電所 (群馬県嬬恋村) (静岡県浜松市)	スマート ハウス プロ ジェク ト事業	太陽光 発電所	2,522	404,302	282	119,149 (38,965.43)	526,257

(注) 1. 従業員数は就業人員数を表示しております。
2. 上記の他、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

<賃借設備>

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	科目	面積(㎡)	賃借料 (千円/年)
株式会社 グリムスソーラー	福岡営業所 (福岡県福岡市)	スマートハウス プロジェクト事業	建物	141.42	6,672

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、今後の事業展開、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、重要な設備の新設、改修計画は以下のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了 予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
伊賀蓄電所	三重県 伊賀市	エネルギ ーソ リ ユ ー シ ョ ン	系統用 蓄電所	490	132	自己資金 及び 借入金	2025.8	2025.12	-
豊橋蓄電所	愛知県 豊橋市			470	132		2025.9	2026.1	-
豊橋蓄電所				468	-		2025.10	2026.2	-
知多蓄電所	愛知県 知多郡			460	-		2025.12	2026.4	-

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	23,814,800	23,814,800	東京証券取引所 プライム市場 (提出日現在)	単元株式数 100株 権利内容に何ら限定 のない当社における 標準の株式
計	23,814,800	23,814,800	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法第236条、第238条、第239条及び第240条の規定に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。

2020年12月25日取締役会決議、当社従業員、子会社取締役及び子会社従業員向け発行分

区分	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 4名 子会社役員及び従業員 9名	当社従業員 4名 子会社役員及び従業員 9名
新株予約権の数(個)	147,100	147,100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1 単元株式数 1株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	147,100 (注)1	147,100 同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,220 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	2024年7月1日から 2028年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,275 資本組入額 1,138 (注)3、4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。また、本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式147,100株とします(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。)。ただし、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整します。ただし、かかる調整

は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

なお、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 行使価額の調整

- (1)当社が、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- (2)当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

3. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり2,220円）と付与時における新株予約権の公正な評価単価（1株当たり55.18円）を合算しております。
4. 資本組入額は、1株当たり帳簿価額と行使価格との合計額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権を行使する時点において、当該本新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役等の役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要します。ただし、定年退職により退職した場合、その他当社取締役会が承認した場合にはこの限りではありません。
- (2) 本新株予約権者が2024年7月1日から2028年6月30日までに死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができません。
- (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができません。ただし、以下の 、 、 の場合を除き、当社取締役会が承認した場合にはこの限りではありません。

禁錮刑以上の刑に処せられた場合

当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは従業員に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

- (4) 新株予約権者は、下記 に掲げる各水準（国際財務報告基準の適用等により下記 に掲げる水準とすべき各金額について変更の必要があるものと当社取締役会が認める場合には、別途当社取締役会が定める水準とすべき金額を各水準とする。）を超過した場合に限り、それぞれ定められた日以降、各本新株予約権者に割り当てられた新株予約権の数に、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）を乗じた数を上限として、本新株予約権を権利行使することができるものとします。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとします。

2024年3月期から2027年3月期までのいずれかの事業年度に係る連結損益計算書上の営業利益の額が40億円を超過している場合

- ・行使可能となる日：当該営業利益目標を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌月1日
- ・行使可能割合：50%

2024年3月期から2027年3月期までのいずれかの事業年度に係る連結損益計算書上の営業利益の額が50億円を超過している場合

- ・行使可能となる日：当該営業利益目標を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌月1日
- ・行使可能割合：100%

本号に定める営業利益の判定は、以下に定めるとおりとします。

- ・有価証券報告書における監査済の連結損益計算書記載の金額を基準とします。
- ・営業利益の額について、合併、株式譲渡、新株の発行、株式交換、株式移転及び会社分割等（本新株予約権の発行決議日以降に生じたものに限る。以下「合併等」という。）に起因した増加が認められる場合には、連結損益計算書記載の営業利益の額から、合併等に起因した営業利益の増加分を控除します。なお、営業利益の増加が合併等に起因するものであるか否かの判断及び増加額が幾らであるかの判断は、当社取締役会が行うものとします。疑義を避けるために付言すると、連結損益計算書記載の営業利益の額が40億円の場合であっても、合併等に起因した営業利益の増加分が5億円であると判断されたときは、当該増加分を控除した35億円をもって営業利益として扱い水準超過の有無を判断することになる結果、上記 の水準を超過しないこととなります。

6. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付します。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限り、

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、「(注)1」に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、「(注)2」に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使の条件

「(注)5」に準じて決定します。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社株主総会が承認した場合（株主総会の承認を要しない場合には取締役会が承認した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社株主総会（取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得します。ただし、当社株主総会（取締役会）が有償で取得すると決定した場合には当社株主総会（取締役会）が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができるものとします。

当社は、本新株予約権者が「(注)5」に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社は、当社株主総会（取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得します。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社株主総会（取締役会）の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定めます。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとします。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「(注)3」「(注)4」に準じて決定します。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2020年9月1日 (注)1	11,645,400	23,290,800	-	599,249	-	337,862
2020年9月11日 (注)2	100,000	23,390,800	20,812	620,061	20,812	358,674
2020年11月11日 (注)3	100,000	23,490,800	20,812	640,874	20,812	379,487
2023年3月13日 (注)4	140,000	23,630,800	29,137	670,011	29,137	408,624
2023年9月20日 (注)5	184,000	23,814,800	38,295	708,306	38,295	446,919

(注) 1. 2020年7月15日開催の取締役会決議により、2020年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 新株予約権の行使による増加であります。
3. 新株予約権の行使による増加であります。
4. 新株予約権の行使による増加であります。
5. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	11	23	25	84	17	2,473	2,633	-
所有株式数 (単元)	-	39,719	1,548	25,588	22,791	90	148,333	238,069	7,900
所有株式数の 割合(%)	-	16.68	0.65	10.75	9.57	0.04	62.31	100.00	-

(注) 「個人その他」の中には、自己株式7,127単元、「単元未満株式の状況」の中には自己株式93株が含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
田中 政臣	東京都港区	10,790,000	46.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8-1 赤坂インターシティAIR	2,127,700	9.21
株式会社エナリス	東京都千代田区神田駿河台2丁目5-1 御茶ノ水ファーストビル	1,700,200	7.36
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,541,100	6.67
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	707,100	3.06
那須 慎一	東京都港区	682,800	2.96
三浦 幹之	東京都目黒区	339,000	1.47
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107, NORWAY (東京都新宿区新宿6丁目27-30)	226,706	0.98
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-2	211,200	0.91
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM(東京都港区港南 2丁目15-1品川インターシティA棟)	205,100	0.89
計	-	18,530,906	80.22

(注) 上記のほか、自己株式が712,793株あります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 712,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,094,200	230,942	単元株式数 100株 権利内容に何ら限定 のない当社における 標準の株式
単元未満株式	普通株式 7,900	-	-
発行済株式総数	23,814,800	-	-
総株主の議決権	-	230,942	-

(注) 上記の「単元未満株式」には、当社所有の自己株式が93株含まれております。

【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社グリムス	東京都品川区東品川 2丁目2-4 天王洲ファースト タワー19階	712,700	-	712,700	2.99
計	-	712,700	-	712,700	2.99

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	712,793	-	712,793	-

(注) 当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までのストックオプションの権利行使に基づく取得自己株式の処分及び単元未満株式の買増請求に伴う売却は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、事業基盤を強化し企業価値を高めるため内部留保を充実させること、会社業績の動向に応じて株主へ成果を配分していくこと、これらを総合的に勘案したうえで安定的に株主に利益還元することを利益配分に関する基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当と期末配当の年2回を基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度における配当につきましては、上記の基本方針のもと、中間配当については1株当たり20円を実施しており、期末配当については1株当たり59円の期末配当を実施することを決定いたしました。この結果、当事業年度の配当性向は40.0%となりました。

内部留保金につきましては、主として今後一層の事業の発展及び事業基盤の強化のために投資してまいりたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2024年11月14日 取締役会決議	462,040	20
2025年6月25日 定時株主総会決議	1,363,018	59

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性、効率性、迅速性を常に意識し、継続的な企業価値の向上及び株主をはじめとした全てのステークホルダーとの円滑な関係構築を実現するために、取締役会及び監査等委員会を軸としてコーポレート・ガバナンスに取り組んでおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は監査等委員会設置会社であり、本書提出日現在、取締役9名、うち監査等委員3名、社外取締役4名という経営体制となっており、取締役会は定例として毎月1回、また、必要に応じて臨時で開催し、会社法規定事項及び経営の重要事項について審議及び決定を行っております。

監査等委員は3名全員が社外取締役であり、独立した立場で取締役の業務執行を監督しております。

また、迅速で的確な経営及び執行判断を実現するため、業務を執行する担当取締役で構成する執行会議を原則週1回開催し、営業や財務を含めた所管業務の現況を共有し、業務執行における重要課題を審議しております。

取締役会及び執行会議において、経営上の意思決定が行われると、各部門に対し業務執行の指示が出され、各部門では必要に応じ、他の部門と連携を図りながら業務を執行する体制となっております。

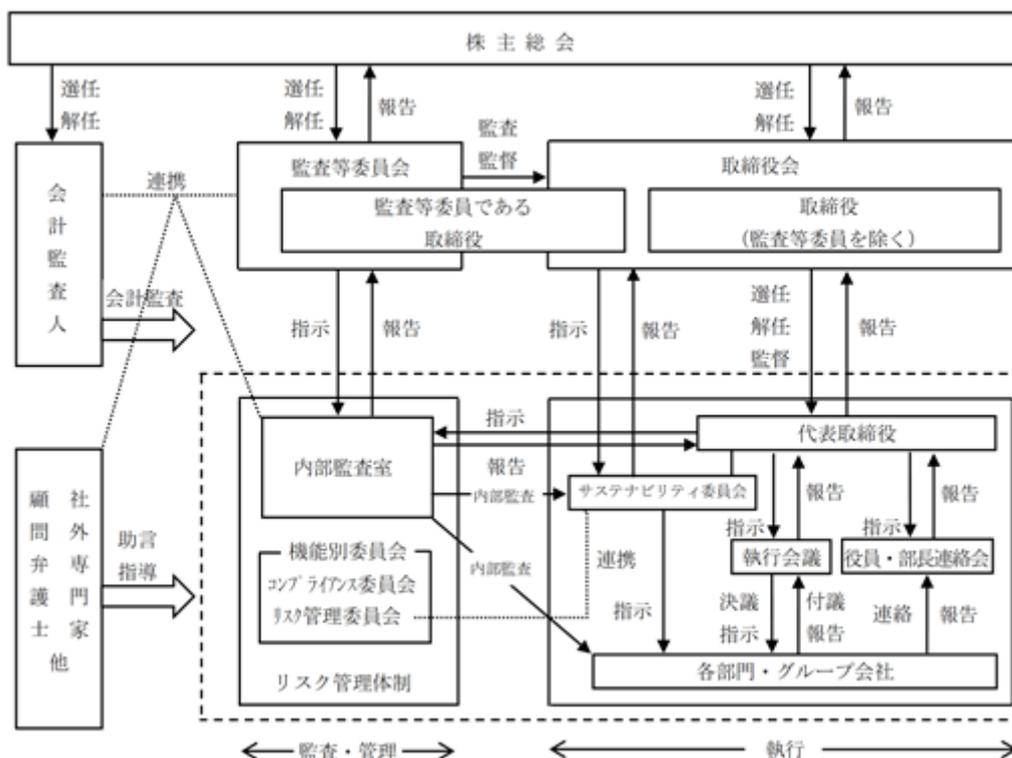
また、経営方針に則った業務報告とこれらに関する重要な情報の収集、部門間の情報共有、さらには事業計画・事業全体に関わる方針や各部門において抱える課題で組織を横断的に協議すべき事項については、代表取締役及び決裁権限に基づく決裁者の意思決定に資するため、当社及び子会社の取締役、各部門長、代表取締役が指名する社員、オブザーバーとして出席する監査等委員である取締役及び内部監査室長で構成する役員部長連絡会を設置し、毎週1回開催しております。

また、当社では気候変動を重要な経営課題の一つとして認識するとともに、気候変動を含めた環境の問題、労働環境や人材育成といった社会に関する問題など、持続可能性に関する基本方針や重要事項を経営戦略の策定などについて総合的な意思決定を行うため、取締役会の下部機構としてサステナビリティ委員会を設置しております。サステナビリティ委員会は、代表取締役社長を委員長とし、執行会議、各部門・グループ会社の責任者を加えた人員で構成され、定期的に気候変動や人的資本など持続可能性に関するリスク・機会について確認及び審議しております。サステナビリティ委員会にて審議された内容は定期的(年1回)に取締役会に報告され、取締役会にて気候変動や人的資本など持続可能性に関する重要なリスク・機会について審議を行い、対応の指示及びその進捗に対する監督を行い、気候変動及び人的資本に関するガバナンスの強化を進めております。

子会社については、子会社の業務の適正を確保するため、「組織分掌権限規程」に基づき、関係資料等の提出や報告を求めるとともに、担当取締役が必要に応じてアドバイス等を行っております。また、当社から監査担当者を派遣し、内部監査を実施して、法令の遵守状況の確認を行っております。

・会社の機関、内部統制に関する概要図

当社の業務執行・監査・内部統制の概要は以下のとおりであります。



b. 企業統治の体制を採用する理由

当社が監査等委員会を設置した理由は、取締役会における議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に加わることで、取締役会の監督機能の強化を図るためであります。また、定款の定めにより、取締役会の決議において重要な業務執行（会社法第399条の13第5項に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を、業務を執行する取締役に委任することが可能となったことから、迅速で的確な経営及び執行判断ができるようになりました。さらに、2015年5月1日施行の改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更となり、社内社外を問わず、業務を執行しない取締役との間で責任限定契約を締結することが可能となったことから、取締役が期待される役割を十分に発揮できると考えます。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムの整備に関する基本方針につきましては、以下の内容にて、取締役会にて承認を得ております。

<内部統制システムの整備に関する基本方針>

A. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンス規程に基づき、当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、企業行動指針・規範や各種の規程・マニュアル及び業務分掌等を整備し、適宜見直しを行う。
- (2) 当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、当社及び子会社に対する業務監査及びコンプライアンス監査を行い、法令等の遵守状況を確認し、当社の社長及び取締役（監査等委員を除く。）、監査等委員会に報告する。
- (3) 法令上疑義のある行為について、当社及び子会社の使用人が内部通報を行う場合の窓口を、内部通報規程に基づき、社外（顧問弁護士）に設置する。

B. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の総務部は、稟議規程や文書管理規程に基づき、取締役の決裁等の職務執行に関する情報を、適切に記録・保存し、当社の取締役及び監査等委員である取締役が必要に応じてこれを閲覧できるようにする。

C. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会のもと、当社の人事部、総務部、経営戦略部、財務企画部、経理部の各部門並びにサステナビリティ委員会が、コンプライアンス、財務や情報セキュリティ、品質、環境、人的資本、気候変動及び自然災害等の、当社グループの各種リスクについて識別・評価し、リスクの回避・低減等の必要な対策を実施するとともに、リスクの発生状況に応じて組織や規程・マニュアル等の見直しを適宜行う。

D. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役会は稟議規程や組織規程及び業務分掌規程等の整備・見直しを進め、各取締役の職務分掌や権限を明確化するとともに、日常的な取締役相互の報告・連絡・相談の円滑化を推進する。

E. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を指名することができる。

F. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助する使用人の任命・異動・人事考課については、監査等委員会の同意を要する。
- (2) 監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとする。

G. 監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (2) 監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が定時もしくは臨時に監査等委員会へ報告すべき事項を定める。
- (3) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会へ報告する。

H. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

I. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査等委員会からその職務の執行について必要な費用の前払等の請求があった場合、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2) 監査等委員会からの求めがある場合、監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年一定額の予算を設ける。

J. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会のほか、役員・部長連絡会その他監査等委員会が重要と認める会議に出席する。
- (2) 監査等委員会が選定する監査等委員は、決裁書、社内情報システムその他監査等委員会が重要と認める報告書等の文書を随時閲覧する。
- (3) 監査等委員会は、毎月1回定時に監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時に監査等委員会を開催し、監査実施状況等について情報交換並びに協議を行うとともに、会計監査人から定期的並びに必要な応じて臨時に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

K. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従った財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を評価し、必要な是正を行い、適切な報告を行う体制を整備運用する。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社では、総合的なリスク管理について、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会で討議しており、必要に応じて取締役会でも検討しております。法令の遵守状況に関しては、コンプライアンス委員会において動向を把握し、また社外の法律事務所、税理士事務所と顧問契約を締結し、適切なコミュニケーションを通じて、法令遵守体制の確保に努めております。気候変動リスクに関しては、サステナビリティ委員会においてリスクの特定と評価を行い、リスク管理委員会と連携して評価内容を取締役会に報告を行い、重要課題として認識された課題については進捗管理や見直しを都度行うことでリスク管理を行っております。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、グリムスグループとしての経営理念や行動基準を制定し、グループ各社の規程・マニュアル等の整合性を図り、また各種の会議を通して、グループ全体の業務が適正かつ統一的に執行される体制を構築しております。また、グループ会社の横断的な業務を担当する取締役は、各社の業務について十分にその実態を把握し適切な指示を与えるとともに、適宜社長や取締役会への報告を行い、決裁等の必要な手続きを行います。

内部監査規程に基づき、内部監査室は関連会社監査や会議・委員会等を通じて関連会社の業務が法令及び定款に適合し適正に執行されるよう指導するとともに、経理部と連携して連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保する体制を構築しております。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

この定款に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と責任限定契約を締結しております。

e. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び当社の連結子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

f. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする旨及び当社の監査等委員である取締役は3名以内とする旨、定款に定めております。

g. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

また、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって取締役を解任することができます。

h. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

A. 剰余金の配当

当社は、株主への利益還元を機動的に行うことを可能とするため、取締役会の決議によって会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、機動的な利益還元を可能とすることを目的としております。

B. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策遂行のため、市場取引等による自己株式の取得を可能とすることを目的とするものであります。

i. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

j. 取締役会の活動状況

取締役会の活動状況は、以下のとおりであります。

A. 開催回数及び取締役の出席状況

役職名	氏名	出席状況
代表取締役社長	田中 政臣	全19回中19回（出席率100％）
代表取締役副社長	那須 慎一	全19回中19回（出席率100％）
取締役	三浦 幹之	全19回中19回（出席率100％）
取締役	善村 賢治	全19回中19回（出席率100％）
取締役	加藤 孝介	全19回中19回（出席率100％）
社外取締役	江田 千重子	全19回中19回（出席率100％）
社外取締役	手塚 博水	全19回中19回（出席率100％）
社外取締役	西本 昌道	全19回中19回（出席率100％）
社外取締役	福島 泰三	全19回中19回（出席率100％）

B. 取締役会の具体的な検討事項

- ・月次決算、四半期決算、中間決算、年度決算、業績予想
- ・株主総会関連（招集、付議議案）
- ・代表取締役及び業務執行取締役の選定、重要な人事
- ・賞与の支給、賞与引当金
- ・配当金、配当予想
- ・資金調達、資金運用
- ・新規取引、新規取引先
- ・サステナビリティに関する取り組み状況
- ・その他経営に関する重要な事項

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	田中 政臣	1978年10月21日生	1999年10月 株式会社テレウェイヴ (現：株式会社アイフラッグ)入社 2003年4月 株式会社テレウェイヴリンクス(現： 株式会社アイフラッグ)取締役就任 2004年6月 株式会社テレウェイヴ(現：株式会 社アイフラッグ)取締役就任 2005年7月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)3	10,790,000
代表取締役 副社長	那須 慎一	1975年11月23日生	1999年10月 株式会社テレウェイヴ (現：株式会社アイフラッグ)入社 2003年10月 株式会社アントレプレナー入社 2004年11月 同社取締役就任 2006年7月 当社取締役就任 2007年4月 当社常務取締役就任 営業本部長 2011年4月 株式会社グリムスソーラー 代表取締役社長就任 株式会社GRコンサルティング 代表取締役社長就任 2012年12月 株式会社GFライテック (現：株式会社グリムスパワー) 代表取締役社長就任 2013年6月 当社代表取締役副社長就任(現任)	(注)3	682,800
取締役	三浦 幹之	1974年4月19日生	1995年4月 キャンシステム株式会社入社 1997年9月 株式会社テレウェイヴ (現：株式会社アイフラッグ)入社 2003年1月 工事ドットネット株式会社(現：株式 会社アントレプレナー)入社 2005年7月 当社監査役就任 2005年8月 当社業務部長 2007年4月 当社営業本部副本部長 2009年6月 当社取締役就任(現任) 2012年4月 株式会社グリムスソーラー取締役就任 株式会社GRコンサルティング 取締役就任 2012年12月 株式会社GFライテック(現：株式 会社グリムスパワー)取締役就任 2013年4月 株式会社GRコンサルティング 代表取締役社長就任 2016年2月 株式会社グリムスパワー 代表取締役社長就任 2019年4月 同社取締役就任(現任) 2021年4月 株式会社GRコンサルティング 取締役就任(現任)	(注)3	339,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	善村 賢治	1959年2月24日生	1978年4月 大倉商事株式会社 (現：株式会社大蔵)入社 1979年3月 大增商事株式会社入社 1982年3月 アコム株式会社入社 1998年2月 株式会社キッド入社 1999年4月 同社取締役就任 2000年11月 株式会社サクセス取締役就任 2004年8月 同社常務取締役就任 2005年11月 株式会社ジー・モード入社 管理本部長 2006年6月 同社取締役就任 2007年1月 同社取締役経営企画室長 2008年4月 同社取締役管理本部長 2010年3月 株式会社アプリックス 取締役就任 2012年10月 当社入社 管理統括部長 2013年6月 当社取締役就任(現任) 2015年6月 株式会社GFライテック(現：株式会 社グリムスパワー)取締役就任	(注)3	21,000
取締役	加藤 孝介	1979年7月23日生	2003年4月 株式会社テレウェイブリンクス (現：株式会社アイフラッグ)入社 2005年9月 当社入社 2011年4月 株式会社グリムスソーラー取締役就任 2013年4月 同社代表取締役社長就任 2016年6月 当社取締役就任(現任) 2019年4月 株式会社グリムスソーラー取締役就任 2022年4月 同社代表取締役社長就任(現任)	(注)3	113,200
取締役	江田 千重子	1950年11月21日生	1985年9月 Milbank, Tweed, Hadley & McCloy LLP(現 Milbank LLP)入所 1986年6月 米国ニューヨーク州弁護士登録 1990年6月 米国カリフォルニア州弁護士登録 1995年10月 Morrison & Foerster LLP入所 1998年9月 シャーマンアンドスターリング 外国法事務弁護士事務所入所 2003年7月 Johnson & Johnson, Law Department (本社法務本部) 日本代表就任 2009年3月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式 会社 代表取締役就任 ヤンセン・ファーマ株式会社 取締役就任 2018年1月 株式会社GSTV取締役就任 2020年1月 当社顧問就任 2020年6月 当社取締役就任(現任) 2022年3月 株式会社成城石井監査役就任 2022年5月 株式会社成城石井監査等委員取締 役就任	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	手塚 博水	1956年11月25日生	1981年4月 株式会社住友銀行 (現：株式会社三井住友銀行)入行 1985年10月 通商産業省(現：経済産業省)出向 1989年10月 株式会社日本総合研究所出向 2003年7月 朝日監査法人(現：有限責任 あずさ監 査法人)企業公開部出向 2004年4月 S M B C フレンド証券株式会社(現： S M B C 日興株式会社)出向 2006年6月 当社顧問就任 当社常勤監査役就任 2011年4月 株式会社グリムスソーラー 監査役就任 株式会社 G R コンサルティング 監査役就任 2012年12月 株式会社 G F ライテック(現：株式会 社グリムスパワー)監査役就任 2016年6月 当社取締役(常勤監査等委員)就任 (現任)	(注) 4	-
取締役 (監査等委員)	西本 昌道	1939年3月29日生	1964年4月 鐘淵紡績株式会社(現：クラシエホー ルディングス株式会社)入社 1964年10月 日本専売公社 (現：日本たばこ産業株式会社)入社 1991年6月 同社取締役就任 医薬事業部長 1993年6月 同社常務取締役就任 医薬事業担当兼医薬研究所長 1996年6月 同社専務取締役就任 医薬事業担当 1997年6月 有機合成薬品工業株式会社 専務取締役就任 1999年6月 同社代表取締役社長就任 2007年6月 同社取締役会長就任 2008年6月 同社相談役就任 2009年6月 当社監査役就任 2016年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 2017年4月 株式会社キノファーマ監査役就任	(注) 4	2,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	若尾 慎一	1962年1月12日生	1984年4月 株式会社丸井 (現:株式会社 丸井グループ)入社 1988年10月 監査法人朝日新和会計社 (現:有限責任あずさ監査法人)入所 2009年5月 朝日監査法人 (現:有限責任あずさ監査法人) 代表社員就任 2010年7月 有限責任あずさ監査法人パートナー 就任 2015年12月 公認会計士試験委員(監査論)就任 2021年12月 公認会計士試験委員(監査論)就任 (現任) 2024年7月 若尾慎一公認会計士事務所所長就任 (現任) 2025年4月 当社顧問就任 2025年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)5	-
計					11,948,500

- (注) 1. 取締役 江田千重子、手塚博水、西本昌道及び若尾慎一は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会の体制は以下のとおりであります。
 委員長 手塚博水、委員 西本昌道、委員 若尾慎一
 なお、手塚博水は常勤の監査等委員であります。
3. 2025年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2024年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2025年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は4名であります。

社外取締役江田千重子は、企業経営者としての豊富な経験と米国弁護士として企業法務に精通し幅広い法務的な知見に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割と責務を果たしており、当社のコンプライアンス対応の実施状況の点検や見直しなど、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与しております。当社と同氏の間には、人的関係・資本関係・重要な取引関係・その他利害関係はありません。また、当社は、同氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として指定し、届け出ております。

社外取締役手塚博水は、金融機関での与信判断業務、官庁や監査法人での業務経験など、経営や財務会計に関する豊富な経験と相当程度の知見を有していることから、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。当社と同氏の間には、人的関係・資本関係・重要な取引関係・その他利害関係はありません。また、当社は、同氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として指定し、届け出ております。

社外取締役西本昌道は、長年にわたる企業の役員の経験があり、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。当社と同氏の間には、人的関係・資本関係・重要な取引関係・その他利害関係はありません。また、当社は、同氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として指定し、届け出ております。

社外取締役若尾慎一は、公認会計士として会社財務に精通しており、専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。当社と同氏の間には、人的関係・資本関係・重要な取引関係・その他利害関係はありません。また、当社は、同氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として指定し、届け出ております。

当社においては、社外取締役を選任するための会社からの独立性に関する基準を定めており、以下の各項目のいずれにも該当しない場合に独立性を有すると判断しております。

- a. 当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者
- b. 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接に保有している者及びその業務執行者
- c. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接に保有している法人等の業務執行者
- d. 当社グループの主要な取引先（取引金額が直近の連結会計年度における連結売上高の2%以上ある取引先）又はその業務執行者
- e. 当社グループを主要な取引先（当社グループとの取引金額が直近の事業年度又は連結会計年度における売上高又は連結売上高の2%以上ある取引先）とする者又はその業務執行者
- f. 当社グループの会計監査人及び顧問弁護士
- g. 過去3年以内に上記a～fに該当する者
- h. 現在又は過去3事業年度において、当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他財産上の利益（個人の場合は年間1,000万円以上、法人・組合等の場合は売上高の2%以上の金額）を得ている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- i. 現在又は過去3事業年度において、当社グループから年間1,000万円以上の寄付を得ている法人・組合等の業務執行者
- j. 当社グループの役員が社外役員を務める会社等の業務執行者
- k. 上記a～jに該当する者の2親等以内の親族

社外取締役4名につきましては、当該基準に基づき、独立性を有すると判断しております。

社外取締役による監督と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は取締役会において客観的・中立的な立場から適宜必要な意見を述べ、経営の監督を行うとともに、社長直属の内部監査室が各部門や子会社を対象に定期的に行う業務の適正性を監査する内部監査の状況について随時情報交換を行っております。

社外取締役3名で構成される監査等委員会は監査方針・監査計画に従った各部門や子会社の調査等を通じて取締役の職務執行を監督するとともに、会計監査人から監査計画等の説明や半期毎の監査結果の報告を受け、会計監査人との緊密な連携を図っております。

また、監査等委員会・内部統制部門である内部監査室・会計監査人は、3者で定期的に会合を行い情報交換を行うことで、経営及び業務執行の監督機能の強化を図っております。

(3)【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社は監査等委員会設置会社であり、本書提出日現在、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で監査等委員会が構成されております。監査等委員である取締役若尾慎一は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に相当程度の知見を有しております。当社の監査等委員である取締役は、監査等委員会規程及び監査等委員会監査規程に基づき、取締役会及び執行会議をはじめとした重要な会議に出席し、業務執行を担当する取締役からの事業報告を聴取し、重要な文書や帳票の閲覧、当社及び子会社に対する会計監査結果のヒアリング、閲覧を実施するとともに、内部監査室や会計監査人との情報交換を適宜行うなど、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

当事業年度において当社は監査等委員会を月1回以上開催しており、個々の監査等委員の出席状況については以下のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
手塚 博水	19回	19回
西本 昌道	19回	19回
福島 泰三	19回	19回

監査等委員会における主な検討事項として月次決算の承認、規程類の改定、資金の調達及び運用等がありました。

また、常勤の監査等委員の活動として、稟議書全件、契約書全件、主要な管理資料、その他重要な文書や帳票類の閲覧、主要な営業所の往査、子会社を含めた業務執行取締役との面談並びに意見交換、従業員各層からのヒアリング等を実施しております。

内部監査の状況

経営の効率性、適法性及び健全性の確保を目的として、社内に代表取締役社長直轄の内部監査室（1名）を設置しております。内部監査については内部監査室が内部監査計画書に基づき、子会社を含めた各部門へのヒアリング、実地監査を行い、内部統制・コンプライアンス等の実効性と効率性の向上に努めており、監査報告については代表取締役社長に監査報告書を提出し、監査等委員会にも監査報告書に基づき連絡会の場で報告しております。また、監査報告書の写しを管理部門管掌取締役及び被監査部門の責任者に送付して、指摘事項への回答その他の問題点の是正を求め、その実施状況を確認しております。そして、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価及び報告（J-SOX）も内部監査室で実施しております。

内部監査室は、監査等委員会との連携を図るため、毎月1回定期的に連絡会を開催し、内部監査の活動状況や監査結果、J-SOXの評価などを共有し、意見交換を実施しております。また会計監査人との連携を図るため、四半期ごとに三様監査会議を実施し、監査法人、監査等委員会、内部監査室の三者で意見交換を実施しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

三優監査法人

b. 継続監査期間

1年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員・業務執行社員 岩田 巨人

指定社員・業務執行社員 河合 秀敏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に従事した補助者は、公認会計士8名・その他7名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人を選定するにあたり、以下を考慮しております。

- ・会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- ・会計監査人の独立性、業務執行状況を勘案し、問題がないこと。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。当社の会計監査人である三優監査法人については、独立性・専門性・業務執行状況ともに問題はないと認識しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	42,660	-	37,650	2,000
連結子会社	-	-	-	-
計	42,660	-	37,650	2,000

当社における非監査業務に該当する事項はありません。

また、非監査業務の内容は、監査契約を締結するための予備調査業務等であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬について、監査日数・当社の規模・当社の業務の特性等の要素を勘案して適切に決定することとしております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第389条第1項の同意をした理由は、当連結会計年度の監査計画及び報酬見積りの算出根拠を確認した結果、適正な金額と判断したことによります。

f. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

前連結会計年度及び前事業年度 有限責任 あずさ監査法人

当連結会計年度及び当事業年度 三優監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

三優監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該異動の年月日

2024年6月26日

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士となった年月日

2011年6月24日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、2024年6月26日開催予定の第19回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。現在の会計監査人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えておりますが、監査継続年数が長期にわたっていることから、新しい会計監査人の起用により新たな視点での監査及び機動的な監査が期待できることに加え、会計監査人として期待される専門性、独立性、品質管理体制並びに監査報酬を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第11回定時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）です。

取締役の報酬等につきましては、各取締役の職責に応じて支給する固定報酬と、会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて支給する業績連動報酬で構成されております。

業績連動報酬等にかかる業績指標は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、事業推進の成果を表す連結営業利益としております。また、当社の業績連動報酬は職位別の基準額に対して連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出いたします。

当社は役員の報酬の額の決定に関する方針を「取締役報酬に関する内規」に定めており、株主総会で定めた取締役の報酬の総額の範囲内で、取締役の報酬を取締役会で決定することとしております。当事業年度につきましては、固定報酬について2021年6月25日開催の取締役会にて代表取締役社長への一任を決議しております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第11回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。なお、監査等委員である取締役個々の報酬につきましては、監査等委員である取締役の協議によって定めており、当事業年度の報酬につきましては、2020年6月25日開催の監査等委員会にて決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

当社は2021年3月15日開催の取締役会において、取締役個人別報酬等の内容に係る決定方針等の決定を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役個人別報酬等の内容に係る決定方針等の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び現在は導入していないが株式報酬を導入することを検討し、実現した際は基本報酬、業績連動金銭報酬、株式報酬により構成することとし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標連結営業利益（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。また、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として株式報酬の導入を検討し、導入する際の株式付与数は役位に応じて決定するものとし、退任時に支給するものとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。取締役会（e.の委任を受けた代表取締役社長）は答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、業績連動報酬等が報酬全体に占める割合を5～15%（業績目標達成時）とし、株式報酬導入後の構成比は導入の際検討する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるもの（注）とし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

（注）取締役会は、代表取締役社長田中政臣に委任しており、その理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門についての評価を適正かつ効率的に行うには、代表取締役社長が適していると判断したためです。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役(社外取締役 を除く)	128,550	128,550	-	-	-	5
社外役員	22,500	22,500	-	-	-	4

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式について、取引関係の有無を基準に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社が保有する純投資目的以外の目的である投資株式については、発行会社との取引状況・財政状態などを検証のうえ、適宜取締役会等の会議体においてその状況を報告することとしております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に
変更したものの
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、三優監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構が開催するセミナーへ参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,474,017	13,850,883
受取手形、売掛金及び契約資産	1 3,635,167	1 4,705,977
商品	2,476,369	2,563,121
前払費用	147,554	144,285
未収還付法人税等	827	-
未収消費税等	182,795	4,014
その他	54,797	279,484
貸倒引当金	58,041	29,270
流動資産合計	16,913,486	21,518,496
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	79,761	94,491
構築物（純額）	-	3 2,522
機械及び装置（純額）	3, 4 1,052,295	3, 4 1,125,186
車両運搬具（純額）	20,599	16,612
工具、器具及び備品（純額）	60,923	64,606
土地	3 123,877	3 123,877
建設仮勘定	12,606	21,747
有形固定資産合計	2 1,350,064	2 1,449,045
無形固定資産		
ソフトウェア	4 208,718	4 175,689
無形固定資産合計	208,718	175,689
投資その他の資産		
投資有価証券	2,378,814	2,082,529
繰延税金資産	330,767	339,900
敷金及び保証金	381,219	413,898
その他	49,337	55,175
投資その他の資産合計	3,140,138	2,891,503
固定資産合計	4,698,921	4,516,238
資産合計	21,612,408	26,034,734

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,143,052	2,792,495
短期借入金	100,000	-
1年内返済予定の長期借入金	3 1,192,190	3 1,349,708
未払金	953,782	1,007,346
未払法人税等	1,080,144	1,279,405
未払消費税等	249,175	531,736
契約負債	63,174	45,196
預り金	27,875	33,347
その他	807	9,425
流動負債合計	5,810,201	7,048,659
固定負債		
長期借入金	3 2,472,809	3 2,341,849
資産除去債務	79,105	83,784
その他	258,613	251,346
固定負債合計	2,810,527	2,676,980
負債合計	8,620,729	9,725,640
純資産の部		
株主資本		
資本金	708,306	708,306
資本剰余金	446,919	446,919
利益剰余金	12,246,603	15,603,407
自己株式	482,470	482,470
株主資本合計	12,919,359	16,276,163
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	15,486	15,418
繰延ヘッジ損益	-	45,587
その他の包括利益累計額合計	15,486	61,005
新株予約権	87,806	93,936
純資産合計	12,991,679	16,309,094
負債純資産合計	21,612,408	26,034,734

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	29,908,405	33,340,818
売上原価	¹ 20,650,654	¹ 22,356,667
売上総利益	9,257,750	10,984,150
販売費及び一般管理費	² 4,040,214	² 4,484,029
営業利益	5,217,536	6,500,120
営業外収益		
受取利息	81	6,199
有価証券利息	-	2,478
受取配当金	58,203	120,707
受取手数料	15,788	14,609
受取保険料	12,082	12,097
その他	5,259	13,324
営業外収益合計	91,416	169,415
営業外費用		
支払利息	13,030	15,988
減価償却費	15,332	3,075
その他	11,818	5,173
営業外費用合計	40,181	24,237
経常利益	5,268,770	6,645,298
特別利益		
固定資産売却益	³ 44	³ 35
補助金収入	-	87,076
特別利益合計	44	87,111
特別損失		
固定資産除却損	⁴ 3,678	⁴ 2,398
固定資産売却損	⁵ 927	⁵ 1,255
固定資産圧縮損	-	87,076
盗難損失	⁶ 45,943	-
特別損失合計	50,550	90,730
税金等調整前当期純利益	5,218,265	6,641,680
法人税、住民税及び事業税	1,797,424	2,073,486
法人税等調整額	119,661	10,085
法人税等合計	1,677,763	2,083,571
当期純利益	3,540,502	4,558,108
親会社株主に帰属する当期純利益	3,540,502	4,558,108

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	3,540,502	4,558,108
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,164	68
繰延ヘッジ損益	66,367	45,587
その他の包括利益合計	67,531	45,519
包括利益	3,608,033	4,512,589
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,608,033	4,512,589

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	670,011	408,624	9,442,237	482,394	10,038,479
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	38,295	38,295	-	-	76,590
剰余金の配当	-	-	736,136	-	736,136
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	3,540,502	-	3,540,502
自己株式の取得	-	-	-	75	75
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	38,295	38,295	2,804,365	75	2,880,880
当期末残高	708,306	446,919	12,246,603	482,470	12,919,359

(単位:千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	16,650	66,367	83,018	53,485	10,008,947
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	-	-	-	-	76,590
剰余金の配当	-	-	-	-	736,136
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	-	3,540,502
自己株式の取得	-	-	-	-	75
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,164	66,367	67,531	34,320	101,852
当期変動額合計	1,164	66,367	67,531	34,320	2,982,732
当期末残高	15,486	-	15,486	87,806	12,991,679

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	708,306	446,919	12,246,603	482,470	12,919,359
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	1,201,304	-	1,201,304
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	4,558,108	-	4,558,108
自己株式の取得	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	3,356,803	-	3,356,803
当期末残高	708,306	446,919	15,603,407	482,470	16,276,163

(単位:千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	15,486	-	15,486	87,806	12,991,679
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	1,201,304
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	-	4,558,108
自己株式の取得	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	68	45,587	45,519	6,129	39,389
当期変動額合計	68	45,587	45,519	6,129	3,317,414
当期末残高	15,418	45,587	61,005	93,936	16,309,094

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	5,218,265	6,641,680
減価償却費	189,697	199,763
貸倒引当金の増減額(は減少)	13,106	28,771
株式報酬費用	34,550	6,129
受取利息及び受取配当金	58,285	129,384
支払利息	13,030	15,988
固定資産除売却損益(は益)	4,561	3,618
固定資産圧縮損	-	87,076
補助金収入	-	87,076
売上債権の増減額(は増加)	678,805	1,070,809
棚卸資産の増減額(は増加)	1,215,345	86,752
未収消費税等の増減額(は増加)	116,625	178,781
仕入債務の増減額(は減少)	79,157	649,443
未払金の増減額(は減少)	96,659	50,589
未払消費税等の増減額(は減少)	146,065	286,327
その他	329,528	292,553
小計	5,413,172	6,424,048
利息及び配当金の受取額	58,285	129,384
利息の支払額	13,237	17,218
法人税等の支払額	1,368,903	1,887,904
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,089,318	4,648,310
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	2,200,000	1,300,000
投資有価証券の売却による収入	600,964	1,596,092
有形固定資産の取得による支出	144,790	303,109
無形固定資産の取得による支出	30,313	19,924
補助金の受取額	-	87,076
敷金及び保証金の差入による支出	150,259	221,212
敷金及び保証金の回収による収入	150,347	188,517
その他	13,831	24,436
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,787,883	3,003
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	100,000	100,000
長期借入れによる収入	1,500,000	1,300,000
長期借入金の返済による支出	992,412	1,273,442
株式の発行による収入	76,360	-
自己株式の取得による支出	75	-
配当金の支払額	735,906	1,201,005
財務活動によるキャッシュ・フロー	52,034	1,274,447
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,249,400	3,376,866
現金及び現金同等物の期首残高	8,224,617	10,474,017
現金及び現金同等物の期末残高	10,474,017	13,850,883

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

株式会社GRコンサルティング

株式会社グリムスパワー

株式会社グリムスエナジー

株式会社グリムスソーラー

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は
移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ デリバティブ

時価法

ハ 棚卸資産

商品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定額法

ロ 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)の定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ 電力基本料金削減コンサルティング、省エネ設備、太陽光発電システム及び蓄電池の販売

これらの取引については、電子プレーカー等の機器の設置を伴うため、顧客に当該機器を提供し、利用している状態にすることが履行義務であり、当該機器を顧客が利用できる状況になった時点で収益を認識しております。

ロ 売電収入及び電力小売

これらの取引については、契約期間にわたり、継続的に電力の供給を行うことが履行義務であり、時の経過に応じて履行義務が充足されることから会計期間に対応した電力供給に関する収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 電力先物取引

ヘッジ対象 電力調達に係る予定取引

ハ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、電力調達に関する価格変動リスクをヘッジすることを目的として実需の範囲内で利用しております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジの有効性を評価しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一である場合の電力先物取引については有効性評価を省略しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となりますが、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありません。

(重要な会計上の見積り)

電力料金収益の算定

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
電力小売に係る売上高(千円)	17,733,097	19,357,478

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

電力小売においては、請求金額については循環的に実施される検針手続による確定検針データに基づき計算しておりますが、売上計上金額については会計期間に対応した電力料金収益を見積り計上しております。

電力料金収益はエリアや契約種別、過去実績等を勘案した一定の仮定のもと販売単価を見積もっており、それに販売電力量(電力使用量)の速報値を乗じることで算定しております。販売単価の見積りに用いた仮定には、段階料金の適用等、期末日後の販売電力量により影響を受けるものが含まれていることから一定の不確実性を伴うものであります。

(連結貸借対照表関係)

- 1 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
売掛金	3,397,882千円	4,526,337千円

- 2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	856,836千円	986,623千円

- 3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
構築物	- 千円	2,522千円
機械及び装置	457,952	404,302
土地	119,149	119,149

担保付債務は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	36,920千円	34,080千円
長期借入金	146,440	112,360

- 4 圧縮記帳額

国庫補助金等により固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
機械及び装置	150,928千円	238,004千円
ソフトウェア	14,213	14,213

(連結損益計算書関係)

- 1 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、以下の棚卸資産評価損が売上原価に含まれておりません。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	2,060千円	37,275千円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給料賃金	1,229,174千円	1,352,226千円

- 3 固定資産売却益の内容は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
車両運搬具	44千円	35千円

- 4 固定資産除却損の内容は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
車両運搬具	212千円	- 千円
工具、器具及び備品	3,466	2,398

- 5 固定資産売却損の内容は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
車両運搬具	927千円	1,255千円

- 6 盗難損失は、太陽光発電所のケーブル盗難被害に伴う設備復旧費用であります。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1,677千円	192千円
組替調整額	-	-
法人税等及び税効果調整前	1,677	192
法人税等及び税効果額	513	261
その他有価証券評価差額金	1,164	68
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	-	64,544
組替調整額	101,463	-
法人税等及び税効果調整前	101,463	64,544
法人税等及び税効果額	35,096	18,956
繰延ヘッジ損益	66,367	45,587
その他の包括利益合計	67,531	45,519

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,630,800	184,000	-	23,814,800
合計	23,630,800	184,000	-	23,814,800
自己株式				
普通株式	712,763	30	-	712,793
合計	712,763	30	-	712,793

(注) 1. 発行済株式の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第9回新株予約権(注)	普通株式	184,000	-	184,000	-	-
	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	87,806
合計		-	-	-	-	-	87,806

(注) 第9回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	389,606	17	2023年3月31日	2023年6月29日
2023年11月14日 取締役会	普通株式	346,530	15	2023年9月30日	2023年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	739,264	利益剰余金	32	2024年3月31日	2024年6月27日

当連結会計年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,814,800	-	-	23,814,800
合計	23,814,800	-	-	23,814,800
自己株式				
普通株式	712,793	-	-	712,793
合計	712,793	-	-	712,793

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	93,936
	合計	-	-	-	-	-	93,936

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2024年 6月26日 定時株主総会	普通株式	739,264	32	2024年 3月31日	2024年 6月27日
2024年11月14日 取締役会	普通株式	462,040	20	2024年 9月30日	2024年12月 2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2025年 6月25日 定時株主総会	普通株式	1,363,018	利益剰余金	59	2025年 3月31日	2025年 6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	10,474,017千円	13,850,883千円
現金及び現金同等物	10,474,017	13,850,883

(リース取引関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資について銀行預金等の安全性の高い短期的な金融資産により運用しており、必要に応じて主に銀行借入により資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社グループの販売業務規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券、敷金及び保証金は、発行体や取引先企業等の信用リスク、金利変動リスクにさらされております。当該リスクに関しては、取引の実行時に調査を行うほか、取引実行後においても、必要に応じて発行体や取引先企業等の信用状況を適宜把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

未払法人税等及び未払消費税等は、その全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

長期借入金は、その決済時において流動性リスクにさらされますが、適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により適切に管理しております。

デリバティブ取引は、電力調達に関する価格変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした電力先物取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (5)重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前連結会計年度(2024年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券(2、3)			
その他有価証券のうち満期があるもの	73,686	73,686	-
敷金及び保証金	381,219	372,626	8,593
資産計	454,905	446,312	8,593
長期借入金(1年内返済予定を含む)	3,664,999	3,659,372	5,626
負債計	3,664,999	3,659,372	5,626

1 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「未収還付法人税等」「未収消費税等」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2 市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	5,127

3 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
匿名組合出資金等	2,300,000

当連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券(2、3)			
その他有価証券のうち満期があるもの	72,529	72,529	-
敷金及び保証金	413,898	394,470	19,427
資産計	486,427	466,999	19,427
長期借入金(1年内返済予定を含む)	3,691,557	3,663,222	28,334
負債計	3,691,557	3,663,222	28,334
デリバティブ取引(4)	5,610	5,610	-

- 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「未収消費税等」「支払手形及び買掛金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- 市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	0

- 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
匿名組合出資金等	2,010,000

- デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しております。

(注) 1．金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	10,474,017	-	-	-
受取手形及び売掛金	3,635,167	-	-	-
未収還付法人税等	827	-	-	-
未収消費税等	182,795	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	-	73,686	-	-
敷金及び保証金	-	33,016	-	348,203
合計	14,292,807	106,702	-	348,203

当連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	13,850,883	-	-	-
受取手形及び売掛金	4,705,977	-	-	-
未収消費税等	4,014	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	-	72,529	-	-
敷金及び保証金	-	76,850	-	337,048
合計	18,560,874	149,379	-	337,048

(注) 2．短期借入金及び長期借入金(1年内返済予定を含む)の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	-	-	-	-	-
長期借入金(1年内 返済予定を含む)	1,192,190	1,074,700	745,300	550,311	90,898	11,600

当連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(1年内 返済予定を含む)	1,349,708	1,020,308	825,319	309,656	184,566	2,000

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	-	73,686	-	73,686
資産計	-	73,686	-	73,686

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	72,529	-	72,529
資産計	-	72,529	-	72,529
デリバティブ取引	-	5,610	-	5,610

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	372,626	-	372,626
資産計	-	372,626	-	372,626
長期借入金（1年内返済予定を含む）	-	3,659,372	-	3,659,372
負債計	-	3,659,372	-	3,659,372

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	394,470	-	394,470
資産計	-	394,470	-	394,470
長期借入金（1年内返済予定を含む）	-	3,663,222	-	3,663,222
負債計	-	3,663,222	-	3,663,222

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

その他有価証券のうち満期があるものについては、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

事務所敷金の時価については、退去年数を想定し、退去までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	73,686	96,008	22,321
	(3) その他	-	-	-
	小計	73,686	96,008	22,321
合計		73,686	96,008	22,321

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額5,127千円)については、市場価格がないため上表の「その他有価証券」には含めておりません。また、匿名組合出資金等(連結貸借対照表計上額2,300,000千円)については、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資であるため上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	72,529	95,043	22,514
	(3) その他	-	-	-
	小計	72,529	95,043	22,514
合計		72,529	95,043	22,514

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額0千円)については、市場価格がないため上表の「その他有価証券」には含めておりません。また、匿名組合出資金等(連結貸借対照表計上額2,010,000千円)については、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資であるため上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	964	-	-
(3) その他	600,000	-	-
合計	600,964	-	-

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	5,127	-	-
(2) 債券	964	-	-
(3) その他	1,590,000	-	-
合計	1,596,092	-	-

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

商品関連

前連結会計年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

商品関連

前連結会計年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	電力先物取引	電力調達に係る予定取引	755,777	-	5,610

(注) 上表の時価は、当該デリバティブ取引によって生じた正味の債務額を純額で記載しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
販売費及び一般管理費(千円) (株式報酬費用)	34,550	6,129

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

該当事項はありません。

3. スtock・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 4名 子会社取締役及び従業員 9名
ストック・オプションの数	普通株式 147,100株
付与日	2021年1月15日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間(注)1	2024年7月1日から2028年6月30日

(注)1. 権利行使の条件は、以下のとおりであります。

権利行使時に、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。

取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、付与者と締結される新株予約権割当契約によるものとする。

2. 権利確定条件は、以下のとおりであります。

本新株予約権者は、下記(a)(b)に掲げる各水準を超過した場合に限り、それぞれ定められた日以降、各本新株予約権者に割り当てられた新株予約権の数に、それぞれ定められた割合を乗じた数を上限として、本新株予約権を権利行使することができる。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てる。

(a)2024年3月期から2027年3月期までのいずれかの事業年度に係る連結損益計算書上の営業利益の額が40億円を超過している場合

行使可能となる日：当該営業利益目標を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌月1日

行使可能割合：50%

(b)2024年3月期から2027年3月期までのいずれかの事業年度に係る連結損益計算書上の営業利益の額が50億円を超過している場合

行使可能となる日：当該営業利益目標を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌月1日

行使可能割合：100%

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第10回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	147,100
付与	-
失効	-
権利確定	147,100
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	147,100
権利行使	-
失効	-
未行使残	147,100

単価情報

	第10回新株予約権
権利行使価格 (円)	2,220
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	638.59

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において新たに付与されたストック・オプション及び当連結会計年度の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションはないため、該当事項はありません。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
売掛金	7,688千円	5,505千円
商品	7,200	20,100
未払事業税	83,364	80,486
未払賞与	101,829	97,518
未払家賃	-	3,072
未払金	49,391	34,890
貸倒引当金	17,046	8,596
減価償却超過額	10,172	15,662
資産除去債務	25,196	27,350
投資有価証券	22,313	20,799
その他有価証券評価差額金	6,834	7,096
繰延ヘッジ損益	-	18,956
その他	12,261	12,030
繰延税金資産小計	343,300	352,067
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	343,300	352,067
繰延税金負債		
建物、機械及び装置(資産除去債務)	12,533	12,166
繰延税金負債合計	12,533	12,166
繰延税金資産の純額	330,767	339,900

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	0.3
株式報酬費用	0.2	0.0
住民税均等割	0.1	0.1
税額控除	0.9	1.0
実効税率変更による影響	-	0.0
連結子会社における親会社との税率差	1.4	1.4
その他	0.2	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.2	31.4

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

事務所等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間及び建物等の耐用年数などを勘案して主に5年～20年と見積り、割引率は0.000%～2.136%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	78,820千円	79,105千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	4,919
時の経過による調整額	284	283
資産除去債務の履行による減少額	-	523
期末残高	79,105	83,784

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	エネルギーコストソリューション事業	スマートハウスプロジェクト事業	小売電気事業	
電力基本料金 削減コンサルティング	487,827	-	-	487,827
省エネ設備	969,316	53,112	-	1,022,429
太陽光発電システム 及び蓄電池	6,043,392	4,182,298	-	10,225,690
売電収入	48,929	123,872	-	172,801
電力小売	-	-	15,419,114	15,419,114
その他	68,117	80,854	390	149,362
顧客との契約から 生じる収益	7,617,583	4,440,137	15,419,505	27,477,226
その他の収益	117,195	-	2,313,982	2,431,178
外部顧客への売上高	7,734,779	4,440,137	17,733,488	29,908,405

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	エネルギーコストソリューション事業	スマートハウスプロジェクト事業	小売電気事業	
電力基本料金 削減コンサルティング	367,071	-	-	367,071
省エネ設備	296,770	57,738	-	354,508
太陽光発電システム 及び蓄電池	8,724,873	3,760,691	-	12,485,565
売電収入	51,461	159,063	-	210,525
電力小売	-	-	18,449,435	18,449,435
その他	64,244	341,846	43,919	450,010
顧客との契約から 生じる収益	9,504,421	4,319,340	18,493,355	32,317,117
その他の収益	115,658	-	908,042	1,023,701
外部顧客への売上高	9,620,080	4,319,340	19,401,397	33,340,818

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3,878,835	3,397,882
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,397,882	4,526,337
契約負債(期首残高)	65,418	63,174
契約負債(期末残高)	63,174	45,196

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。また、当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社及び子会社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、取扱商品・サービス別のセグメントから構成されており、事業セグメントを「エネルギーコストソリューション事業」「スマートハウスプロジェクト事業」「小売電気事業」の3事業としております。

「エネルギーコストソリューション事業」は、主に法人向けに電力基本料金削減コンサルティング、事業用太陽光発電システム及び省エネ商品の販売といったエネルギーコストの削減に関連する事業を行っております。「スマートハウスプロジェクト事業」は、主に一般家庭向けに住宅用太陽光発電システム及び蓄電池の販売、再生可能エネルギーの開発を行っております。「小売電気事業」は、主に法人顧客向けに電力の小売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格等に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	エネルギーコストソリューション事業	スマートハウスプロジェクト事業	小売電気事業	
売上高				
外部顧客への売上高	7,734,779	4,440,137	17,733,488	29,908,405
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	7,734,779	4,440,137	17,733,488	29,908,405
セグメント利益	3,030,594	587,887	2,267,628	5,886,110
セグメント資産	6,143,442	2,130,697	7,377,364	15,651,503
その他の項目				
減価償却費	35,242	83,019	993	119,255
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	6,119	132,510	621	139,251

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	エネルギーコストソリューション事業	スマートハウスプロジェクト事業	小売電気事業	
売上高				
外部顧客への売上高	9,620,080	4,319,340	19,401,397	33,340,818
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	9,620,080	4,319,340	19,401,397	33,340,818
セグメント利益	4,035,905	497,711	2,798,941	7,332,559
セグメント資産	7,591,414	1,905,604	9,010,921	18,507,940
その他の項目				
減価償却費	37,052	89,471	984	127,508
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	267,465	42,169	810	310,445

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	29,908,405	33,340,818
セグメント間取引消去	-	-
連結財務諸表の売上高	29,908,405	33,340,818

(単位:千円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	5,886,110	7,332,559
全社費用(注)	668,574	832,438
連結財務諸表の営業利益	5,217,536	6,500,120

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない持株会社の一般管理費であります。

(単位：千円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	15,651,503	18,507,940
全社資産(注)	5,960,904	7,526,793
連結財務諸表の資産合計	21,612,408	26,034,734

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない持株会社の現金及び預金、固定資産等であります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費	119,255	127,508	70,442	72,254	189,697	199,763
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	139,251	310,445	19,168	51,362	158,419	361,807

(注) 1. 減価償却費の調整額は、主に持株会社の有形固定資産及び無形固定資産の償却額であります。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に持株会社の有形固定資産及び無形固定資産の増加額であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当連結会計年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
1株当たり純資産額	558.56円	701.89円
1株当たり当期純利益金額	153.83円	197.30円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	153.32円	197.20円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当連結会計年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	3,540,502	4,558,108
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額(千円)	3,540,502	4,558,108
普通株式の期中平均株式数(株)	23,015,542	23,102,007
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	77,010	12,435
(うち新株予約権(株))	(77,010)	(12,435)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,192,190	1,349,708	0.5	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	2,472,809	2,341,849	0.7	2026年～2030年
合計	3,764,999	3,691,557	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	1,020,308	825,319	309,656	184,566

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(千円)	16,778,468	33,340,818
税金等調整前中間(当期)純利益(千円)	3,447,296	6,641,680
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益(千円)	2,334,392	4,558,108
1株当たり中間(当期)純利益金額(円)	101.05	197.30

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,067,319	4,859,837
前払費用	60,145	64,951
未収入金	1,375,060	1,711,155
未収還付法人税等	485	-
短期貸付金	1,300,000	-
その他	-	1,189
流動資産合計	3,803,012	5,637,133
固定資産		
有形固定資産		
建物	75,925	91,382
車両運搬具	3,491	2,699
工具、器具及び備品	18,078	29,194
土地	693	693
建設仮勘定	12,606	17,490
有形固定資産合計	110,795	141,460
無形固定資産		
ソフトウェア	208,241	156,163
無形固定資産合計	208,241	156,163
投資その他の資産		
投資有価証券	2,378,814	2,082,529
関係会社株式	783,905	783,905
出資金	20	20
繰延税金資産	82,260	94,043
敷金及び保証金	140,645	184,053
その他	46,428	50,920
投資その他の資産合計	3,432,074	3,195,471
固定資産合計	3,751,112	3,493,095
資産合計	7,554,124	9,130,229

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	752,916	866,224
未払金	137,673	185,631
未払費用	203	3,731
未払法人税等	114,542	396,070
未払消費税等	64,697	66,224
預り金	6,590	5,650
前受収益	1,721	-
流動負債合計	1,077,345	1,523,533
固定負債		
長期借入金	1,351,968	1,460,742
資産除去債務	54,562	59,691
その他	1,113,765	1,118,047
固定負債合計	1,520,296	1,638,480
負債合計	2,597,641	3,162,013
純資産の部		
株主資本		
資本金	708,306	708,306
資本剰余金		
資本準備金	446,919	446,919
資本剰余金合計	446,919	446,919
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,211,407	5,216,940
利益剰余金合計	4,211,407	5,216,940
自己株式	482,470	482,470
株主資本合計	4,884,163	5,889,696
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	15,486	15,418
評価・換算差額等合計	15,486	15,418
新株予約権	87,806	93,936
純資産合計	4,956,482	5,968,215
負債純資産合計	7,554,124	9,130,229

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	1 2,409,663	1 3,393,909
売上原価	-	-
売上総利益	2,409,663	3,393,909
販売費及び一般管理費	2 668,574	2 832,438
営業利益	1,741,089	2,561,470
営業外収益		
受取利息	1 1,658	1 2,043
有価証券利息	-	2,478
受取配当金	58,203	120,707
賃貸収入	1 199,622	1 199,389
その他	1,524	1,558
営業外収益合計	261,009	326,176
営業外費用		
支払利息	9,559	10,507
賃貸原価	199,622	199,389
その他	92	254
営業外費用合計	209,274	210,151
経常利益	1,792,824	2,677,495
特別損失		
固定資産除却損	0	-
特別損失合計	0	-
税引前当期純利益	1,792,824	2,677,495
法人税、住民税及び事業税	337,023	482,178
法人税等調整額	3,718	11,520
法人税等合計	333,305	470,657
当期純利益	1,459,518	2,206,837

【株主資本等変動計算書】
前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	670,011	408,624	408,624	3,488,025	3,488,025	482,394	4,084,267
当期変動額							
新株の発行 （新株予約権の行使）	38,295	38,295	38,295	-	-	-	76,590
剰余金の配当	-	-	-	736,136	736,136	-	736,136
当期純利益	-	-	-	1,459,518	1,459,518	-	1,459,518
自己株式の取得	-	-	-	-	-	75	75
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	38,295	38,295	38,295	723,381	723,381	75	799,896
当期末残高	708,306	446,919	446,919	4,211,407	4,211,407	482,470	4,884,163

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	16,650	16,650	53,485	4,121,102
当期変動額				
新株の発行 （新株予約権の行使）	-	-	-	76,590
剰余金の配当	-	-	-	736,136
当期純利益	-	-	-	1,459,518
自己株式の取得	-	-	-	75
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,164	1,164	34,320	35,484
当期変動額合計	1,164	1,164	34,320	835,380
当期末残高	15,486	15,486	87,806	4,956,482

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	708,306	446,919	446,919	4,211,407	4,211,407	482,470	4,884,163
当期変動額							
新株の発行 （新株予約権の行使）	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	1,201,304	1,201,304	-	1,201,304
当期純利益	-	-	-	2,206,837	2,206,837	-	2,206,837
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	1,005,533	1,005,533	-	1,005,533
当期末残高	708,306	446,919	446,919	5,216,940	5,216,940	482,470	5,889,696

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	15,486	15,486	87,806	4,956,482
当期変動額				
新株の発行 （新株予約権の行使）	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	1,201,304
当期純利益	-	-	-	2,206,837
自己株式の取得	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	68	68	6,129	6,198
当期変動額合計	68	68	6,129	1,011,732
当期末残高	15,418	15,418	93,936	5,968,215

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)の定額法によっております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、当社子会社からの経営指導料及び業務委託料であります。経営指導料及び業務委託料は、子会社との契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で履行義務が充足されることから当該時点で収益を認識しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

- 1 関係会社に対する金銭債権、債務は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期金銭債権	674,718千円	687,051千円
短期金銭債務	721	-
長期金銭債務	113,765	111,779

- 2 以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
株式会社グリムスパワー	958,332千円	708,324千円
株式会社グリムスエナジー	341,673	241,677
株式会社グリムスソーラー	260,110	414,590

(損益計算書関係)

- 1 関係会社との取引高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業取引による取引高	2,409,663千円	3,393,909千円
営業取引以外の取引高	201,258	200,111

- 2 当社は持株会社のため販売費に属する費用はありません。すべて一般管理費であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
役員報酬	138,600千円	151,050千円
給料賃金	129,733	137,218
求人費	2,460	134,785
減価償却費	13,288	13,226

(有価証券関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 783,905千円)は、市場価格がないため記載しておりません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 783,905千円)は、市場価格がないため記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	11,368千円	16,829千円
未払賞与	6,151	4,218
未払家賃	-	3,072
未払金	-	5,358
資産除去債務	16,707	18,814
投資有価証券	22,313	20,799
会社分割に伴う関係会社株式	20,107	20,698
その他有価証券評価差額金	6,834	7,096
その他	7,079	5,659
繰延税金資産小計	90,562	102,548
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	90,562	102,548
繰延税金負債		
建物(資産除去債務)	8,301	8,504
繰延税金負債合計	8,301	8,504
繰延税金資産の純額	82,260	94,043

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	13.7	13.2
株式報酬費用	0.6	0.1
住民税均等割	0.2	0.1
税額控除	-	0.2
実効税率変更による影響	-	0.1
その他	0.1	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.6	17.6

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)3.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	75,925	27,226	-	11,769	91,382	90,476
	車両運搬具	3,491	-	-	792	2,699	2,047
	工具、器具及び備品	18,078	18,870	140	7,614	29,194	106,895
	土地	693	-	-	-	693	-
	建設仮勘定	12,606	9,075	4,191	-	17,490	-
	計	110,795	55,172	4,331	20,176	141,460	199,419
無形固定資産	ソフトウェア	208,241	-	-	52,078	156,163	169,582
	計	208,241	-	-	52,078	156,163	169,582

(注) 当期増加額のうち主なものは、以下のとおりであります。

建物	渋谷オフィス新規投資	27,226千円
工具、器具及び備品	渋谷オフィス新規投資	17,212千円

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告が出来ない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載URL https://www.gremz.co.jp/ir/koukoku.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第19期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年6月27日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月27日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

（第20期中）（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）2024年11月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2024年5月31日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書であります。

2024年6月28日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月26日

株式会社グリムス

取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 岩 田 亘 人
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 河 合 秀 敏
業 務 執 行 社 員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グリムスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリムス及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

小売電気事業における電力料金収益の見積りの妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【連結財務諸表注記】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、小売電気事業における電力小売に係る売上収益は19,357,478千円であり、売上収益の58.1%を占めている。また、【連結財務諸表注記】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、電力小売においては、請求金額については循環的に実施される検針手続による確定検針データに基づき計算されるものの、確定検針データの期間と会計期間とは必ずしも一致しないことから、会計期間に対応した電力料金収益を見積り計上している。</p> <p>電力料金収益は、エリアや契約種別、過去実績等を勘案した一定の仮定のもと販売単価を見積り、それに販売電力量の速報値を乗じることで算定している。販売単価に関しては、段階料金単価の適用等、期末日後の販売電力量により影響を受けるものが含まれていることから一定の不確実性を伴う。</p> <p>販売単価の見積りにおいて使用する基礎データの選択や適用に誤りが生じた場合には、財務報告に重要な影響を与える可能性がある。</p> <p>以上より、当監査法人は、小売電気事業における電力料金収益の見積りの妥当性が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要な事項であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、小売電気事業における電力料金収益の見積りの妥当性について検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 小売電力事業における売上計上プロセスに関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 電力料金収益の算定の検討 電力料金収益の見積りの妥当性に関連して、以下を含む監査手続を実施した。</p> <p>電力料金収益の見積りの妥当性を検証するため、経営者及び小売電気事業の責任者に対して質問を行い、電力料金収益の算定方法を理解するとともに、販売単価の見積り方法及び主要な仮定を理解した。</p> <p>販売単価の見積りの妥当性を検証するため、会社の算定根拠資料を閲覧し、計算の正確性を検証するとともに、会社が利用した基礎データ等について、外部公表データ等と突合を行った。</p> <p>電力料金収益の過去の見積りの精度を評価するため、過去の見積額と実績額とを比較した。</p>

その他の事項

会社の2024年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2024年6月27日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社グリムスの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社グリムスが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月26日

株式会社グリムス

取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 岩 田 亘 人
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 河 合 秀 敏
業 務 執 行 社 員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グリムスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリムスの2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の事項

会社の2024年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2024年6月27日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。